### 入 札 説 明 書

### 岡山大学(津島) ライフライン再生(特高受変電設備) 工事(再公告)

### 資料一覧

- 1. 入札説明書(技術資料書式を含む)
- 2. 工事発注概要書
- 3. 工事請負契約書(案)
- 4. 競争加入者心得·工事請負契約基準
- 5.「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (建設リサイクル法)の概要

令和 元年10月 1日

国立大学法人岡山大学

### 入 札 説 明 書

岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事(再公告)に係る入札公告(建設工事)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1. 公告日 令和 元年10月 1日
- 2. 契約担当官等

国立大学法人岡山大学 学長 槙野博史

### 3. 工事概要等

- (1) 工事名 岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事(再公告)
- (2) 工事場所 岡山県岡山市北区津島中一丁目1番1号(岡山大学津島団地構内) 岡山県岡山市北区津島中三丁目1番1号(岡山大学津島団地構内)
- (3) 工事概要 工事概要図面のとおり。
- (4) エ 期 令和 3年 1月29日(金)まで
- (5) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年 法律第 104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格 確認資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ(http://portal.ebid.mext.go.jp/top) の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき 行う。なお、電子入札システムにより難いものは、岡山大学長に承認願(任意様式)を提出し承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料(以下、「技術資料」という。)を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(実績評価型)の工事である。

### 4. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程(以下「契約規程」という。)第6条及び 第7条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における電気工事に係るA又はB等級の一般競争参加資格(平成31・32年度)の認定を受けていること(会社更生法(平成14年 法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年 法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に文部科学省が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、22,000V以上の受電設備の新設又は増設を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

- (5) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
    - ・これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ② 平成16年度以降に上記(4)に掲げる工事の施工の経験を有する者であること。 ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の監理技術者が同種工事の 経験を有していればよい。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出することとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体については、全ての構成員が上記①に定める国家資格を有する監理技術者を配置できること。
- (6) 競争参加者においては、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績の建設工事のうち、平成29年度以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の各年度の平均が2年連続65点未満でないこと。
- (7) 技術資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号 文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若し くは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
  - 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2)に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する更生手続が存続中の会社等又は更正会社(会社更正法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における 監査等委員である取締役
  - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締 役
  - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3)会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
- 4)組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者

- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その 他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 中国地区内に建設業法に基づく許可を有する本店,支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
  - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時、請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので役員以外の者をいう。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて 行うものとする。
  - (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第 三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴 力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
  - (ロ)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
  - (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非 難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
  - (二)有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを 知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業 者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

#### 5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(8)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、 次に掲げる者である。
  - ・株式会社総合設備コンサルタント
- (2) 上記4(8)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」 とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
  - 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- ② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更正会社(会社更正法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更正会社をいう。)である場合は除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合(共同企業体及び設計共同体を含む。)とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係 又は人的関係があると認められる場合。

#### 6. 担当部局

〒700-8530 岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当

電話番号086-251-7123

FAX 086-251-7128

E-mail sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp

#### 7. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い技術資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間:令和 元年10月 2日(水)から令和 元年10月15日(火)まで
- ② 提出場所:上記6に同じ
- ③ 提出方法:電子入札システムにより提出すること。(運用時間をポータルサイトにて確認すること。)

これにより難いものは、提出場所に持参(上記①の期間の土曜日、 日曜日及び祝日を除く9時から17時。)又は郵送(書留郵便等の配 達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)すること。

- ④ 提出様式: <a href="http://www.okayama-u.ac.jp/user/shisetsu/tender.html">http://www.okayama-u.ac.jp/user/shisetsu/tender.html</a> にて MS-Word ファイルを入手可。
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

なお、①の同種の工事の施工実績及び③1)の配置予定の技術者の同種の工事の 経験については、平成16年度以降かつ技術資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績(別記様式2)

上記4 (4) に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 競争参加者(企業)の工事成績評定(別記様式3)

建設工事における平成29年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事 成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績 評定通知書の写しを提出すること。

- ③ 配置予定の技術者(別記様式4)
  - 1) 配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式4に記載

すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。資格については、 証書の写しを添付すること。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者 の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載する こともできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

### 2) 配置予定技術者の工事成績

同種工事の施工経験として挙げた工事が平成27年度以降に完成したものであり、主任(監理)技術者又は現場代理人として施工した工事であれば、その工事成績(ただし、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績に限る)について別記様式4に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写し及び当該技術者が当該工事に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類(CORINS等)を提出すること。

なお、当該工事成績評定点が65点未満の場合は「競争参加資格なし」となるので注意すること。

3) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

経常建設共同企業体での参加の場合には、各構成員ごとに配置予定の技術者を別記様式4に記載すること。なお、同種工事の経験・工事成績については一者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験・工事成績を問わないものとする。

④ 契約書等の写し

①及び③ 1)の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、この写しをもって契約書の写しに代えることができる。記載した事項の内容が判断できる平面図等の資料も併せて提出すること。

⑤ 一般競争参加資格認定通知書の写し

文部科学省における一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(平成31・32 年度)の写しを添付すること。

⑥ 緊急時の施工体制(別記様式5)

中国地区に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

⑦ 事故及び不誠実な行為(別記様式6)

中国地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び中国地区を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を 基準として、指名停止要領に基づく指名停止の期間終了後6ケ月以内のものを全 て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑧ ワーク・ライフ・バランス等の取組(別記様式7)

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する次の認定等について記載する。これを証明する認定通知書の写し又は一般事業主行動計画策定・変更届の写しを併せて提出すること。

- (イ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る)
- (ロ)次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- (ハ) 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユ

#### ースエール認定)

- (4) 競争参加資格確認資料のヒアリング 競争参加資格確認資料のヒアリングについては、実施しない。
- (5) 競争参加資格の確認は、技術資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果 は令和 元年10月23日までに電子入札システム(紙により申請した場合は、紙) により通知する。
- (6) その他
  - ① 技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - ② 学長は、提出された技術資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - ③ 提出された技術資料は、返却しない。
  - ④ 提出期限以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
  - ⑤ 技術資料に関する問い合わせ先 上記6に同じ
  - ⑥ 電子入札システムにより技術資料を提出する場合、アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。

使用アプリケーション	保存するファイル形式
一太郎	一太郎 2007 形式以下での保存
Microsoft Word	Word2007 形式以下での保存
Microsoft Excel	Excel2007 形式以下での保存
その他のアプリケーション	PDF ファイル(Acrobat5 以降で作成のもの) 画像ファイル(JPEG 形式又は GIF 形式) 上記に加え特別に認めたファイル形式

申請書類は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。容量は3ファイル合計 10 MB以内に納めること。(圧縮することにより容量以内に納まる場合は LZH形式又はZIP形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付すること。)

なお、競争参加資格確認申請書(別記様式1)については、代表者印を押印した ものを PDF ファイル等に変換して添付すること。

圧縮してもファイル容量が10MB以内に納まらない場合は、競争参加資格確認申請書(別記様式1)のみ電子入札システムで提出し、書面により、技術資料の提出期限日までに持参すること。

ただし、持参する場合は、持参する資料の種類を記載した書類(様式自由)を電子入札システムで提出すること。

- 8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
  - ① 提出期限:令和 元年10月29日(火)17時
  - ② 提出先 : 上記6に同じ。
  - ③ 提出方法:書面(様式自由)により提出場所に郵送もしくは持参するものとする。
- (2) 学長は、説明を求められたときは、令和 元年11月 5日 (火) までに説明を求めた者に対し書面により回答する。
- 9. 総合評価に関する事項
- (1) 落札者の決定
  - ① 入札参加者は、「価格」、「技術資料」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い

者を落札者とする。

- (イ)入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
  - ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高23点とする。
  - ② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価 点数の合計を加算点として付与するものとする。
  - ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

【 評価値= (標準点+加算点) / 入札価格 】

(3) 評価項目及び評価基準等

		<u>、ロスしい間</u>  及び指標	評 価 基 準	配点	満点
		同種工事の	・国、特殊法人等(注1)及び地方公共団体が発注する工事の実績	2	
		施工実績	あり。		2
		(※1)	・その他の工事実績あり。	1	
	企業の		・実績なし。[欠格]	欠格	
	施工能力		当該工事種別の平成29年度以降に完成した工事成績の平均		
			※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評	定要領	
			作成指針」に基づく工事成績		
			・84点以上	5	
			· 81点以上84点未満	4	
		工事成績	・78点以上81点未満	3	
			・75点以上78点未満	2	5
			・72点以上75点未満	1	
1			・72点未満(含実績なし)	0	
			※各年度(過去2年度)の平均点が2年連続で65点未満 [欠格]		
企			※文部科学省,所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し,過去	欠格	
業			2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事		
の			の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある。 [欠格]		
技			・指定した資格取得後5年以上	1	
術		資格	・指定した資格取得後5年未満	0	1
力			・上記以外 [欠格]	欠格	
			・国、特殊法人等(注1)及び地方公共団体が発注する工事におい	3	
			て主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。		
		施工経験	・上記以外で主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	2	3
		(※2)	・主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	0	
			<ul><li>経験なし。[欠格]</li></ul>	欠格	
	配置予定		同種工事の施工経験として挙げた工事について主任(監理)技術者		
	技術者の		場代理人として従事した場合の工事成績(平成27年度以降に完成	したエ	
	能力		事に限る)		
			※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評	定要領	
			作成指針」に基づく工事成績		
			• 8 3 点以上	1 0	
		工事成績	• 8 2 点以上 8 3 点未満	9	1 0
			・81点以上82点未満	8	
			・80点以上81点未満	7	
			• 7 9 点以上 8 0 点未満	6	
			・78点以上79点未満	5	

			・77点以上78点未満	4	
			・76点以上77点未満	3	
			・75点以上76点未満	2	
			・72点以上75点未満	1	
			・72点未満(含実績なし)	0	
			※65点未満[欠格]	欠格	
			(当該区域における営業停止又は文部科学省の指名停止期間終了後	$3 \sim 6$	
	法令遵守	事故及び不	ヶ月以内の当該工事の入札執行の有無)		0
2	(コンフ゜ライアン	誠実な行為	・あり。	- 2	
企	ス)	(※3)	・なし。	0	
業	地域精通度	地理的条件 (緊急時の	・当該工事施工地域(岡山市)に技術者・資機材等の拠点あり。	1	1
Ø	地域相地反	施工体制)	・当該工事施工地域(岡山市)に技術者・資機材等の拠点なし。	0	1
信			(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する以下のいずれかの認	定の有	
頼			無)		
性			○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進	法) に	
•	ワーク・ラ	ワーク・ラ	基づく認定(えるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(	常時雇	
社	イフ・バラ	イフ・バラ	用する労働者の数が300人以下のものに限る)		
会	ンス等の推	ンス等の取	○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん	認定企	1
性	進	組に関する	業・プラチナくるみん認定企業)		
		認定状況	○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認	定 (ユ	
			ースエール認定)		
			・あり。	1	
			・なし。	0	
			合 計	2	3

- (注1):「特殊法人等」には国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む。
- ※1 企業の施工能力における「同種工事」とは、「平成16年度以降に、元請として完成、引渡しが 完了した、22,000V以上の受電設備の新設又は増設を施工した実績を有すること。(共同企 業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。
- ※2 配置予定技術者の能力における「同種工事」とは、「平成16年度以降に、元請として完成、引渡しが完了した、22,000V以上の受電設備の新設又は増設を施工した経験を有すること。
- ※3 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。
  - ① 中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は中国地区を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
  - ② 中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は中国地区を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
  - ③ 中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は中国地区を区域に含む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合
  - ④ 中国地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は中国地区を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

### 10. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
  - ①提出期間:令和 元年10月 2日(水)から令和 元年10月25日(金)まで 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時。
  - ②提 出 先:上記6に同じ。
  - ③提出方法:書面(様式自由)により提出場所に持参又は郵送(書留郵便等配達の 記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限まで に必着のこと。

なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書(要押印)の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。

(2) (1) の質問に対する回答書は次のとおり岡山大学ホームページ (http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html) により閲覧に供する。

- ①期間 : 令和 元年10月29日(火)から令和 元年10月31日(木)まで ②電子入札システムによる閲覧が不可能な場合:
- (イ) 閲覧場所:上記6に同じ。
- (ロ) 閲覧期間:上記①の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。

### 11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書提出期限: 令和 元年10月30日(水) 9時から 令和 元年10月31日(木) 11時まで。
- (2) 持参による提出場所:上記6に同じ。
- (3) 開札日時:令和 元年11月 1日(金) 10時00分
- (4) 開札場所:〒700-8530 岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学本部棟3階入札室

(5) その他 : 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

### 12. 入札方法等

- (1)入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、学長の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3)入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

### 13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、入札保証金に代わる担保の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等(銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)は、競争加入者の見積る入札金額(税込み)の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社(以下「金融機関等」という。)の契約保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者若しくは保証金額が入札金額(税込み)の100分の5に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
  - ① 提出期間:競争参加資格の確認の通知を行った日の翌日9時から 令和 元年10月31日(木)11時まで。

② 提出場所:〒700-8530

岡山県岡山市北区津島中一丁目1番1号

国立大学法人岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当

電話番号 086-251-7123

③ 提出方法:入札保証金の納付及び書類(別記様式8又は別記様式9)の提出は、 持参、郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送する(書 留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)ことにより行うもの とする。ただし、現金で納付する場合は、提出期間内に本学が指定 する金融機関に振り込むこと。

④ 保証期間:令和 元年11月15日(金)まで

⑤ 入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した競争加入者の入札を無効とする。

1. 未納付であると認 められる場合(未・	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合				
納付であると同視	(2)他の工事の入札保証金である場合				
できる場合を含 む。)	(3) 入札保証金が特定できない場合				
2. 書類に記載すべき	(1) 入札保証金の記載が全くない場合				
事項が欠けている 場合	(2) 押印が欠けている場合				
	(3) 様式を満たしていない場合				
	(4) 白紙である場合				
3. 書類に記載すべき	(1)発注者名に誤りがある場合				
事項に誤りがある 場合	(2) 入札案件名に誤りがある場合				
	(3) 納付業者名に誤りがある場合				
4. その他未納付又は書類に不備がある場合					

- ⑥ その他:入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、競争加入者の負担とする。
- (2) 契約保証金 納付(有価証券等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。)なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。現金で納付する場合は、本学が指定する金融機関に振り込むこと(手数料は落札者が負担する)。

### 14. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。(上記7(6)⑥を参照のこと。)ただし、学長の承諾を得た場合は持参すること。(郵送による提出は認めない。)
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- (3)入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合は押印は不要)を行った工事費内訳書を提出しなければならず、学長等(これらの補助者を含む。)が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が次の各号に該当する場合については、競争加入者心得第31条第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	
れる場合(未提出である			
と同視できる場合を含	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合	

し む。)	ļ	
40)	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場 合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
くいる場合	(2)	入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満 たしていない場合
3. 添付すべきではない書 類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤り	(1)	発注者名に誤りがある場合
がある場合	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

5. その他未提出又は不備がある場合

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

### 15. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち 会わせて行う。

ただし、学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内 訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘を して提出すること。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

### 16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料に虚偽の記載をした 者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入 札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としてい た場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

#### 17. 落札者の決定方法

- (1)上記9(1)による。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、 又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって 入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、本学が定めた最低基準価格を下回る場合は、低 入札価格調査を行うものとする。

### 18. 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

### 19. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

### 20. 契約書作成の要否等

別紙の契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

### 21. 支払条件

請負代金は、請求書に基づき3回以内に支払うものとする。

### 22. 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

#### 23. 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、上記8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して原則7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、国立大学法人岡山大学入札監視委員会が審議を行う。

- ① 提出期間: 令和 元年11月 5日(火)から令和 元年11月13日(水)まで 当該書面を持参する場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日を除 く。)の9時から17時までに行うこと。
- ② 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ

### 24. 関連情報を入手するための照会窓口

上記6に同じ。

### 25. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4)提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。 くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、上記7(3)③の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に 配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から 単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。) を参考資料(参考数量)として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な 図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は入札説明書の交付と同様とす る。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。 また、入札説明書に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するもの せる

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- ① 提出期間:令和 元年10月25日(金)まで。 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時。
- ② 提出場所:上記6に同じ
- ③ 提出方法:書面(様式自由)により提出場所に持参又は郵送(書留郵便等配達の記録が残る方法に限る。)すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

なお、施設企画課総務・契約担当(sisetu-soumu@adm.okayama-u.ac.jp)宛への電子メールでの質疑書(要押印)の送信も可能とするが、この場合も上記期限までに、必ず書面で提出すること。

- ④ 回答書 : 数量書に対する質問書への回答書は、次のとおり岡山大学ホームページ (http://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/tender.html) により閲覧に供する。
  - (イ) 期間: 令和 元年10月29日(金) から令和 元年10月31日(木) まで(エ) 図はただか たい いいに トス 間覧 バスコ かか 思り
  - (ロ) 岡山大学ホームページによる閲覧が不可能な場合:
    - 閲覧場所:上記6に同じ。
    - ・閲覧期間:上記(イ)の期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。
- (10) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
  - ① システム操作・接続確認等の問合せ先 文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話:050-5546-8368
  - ② ICカードの不具合等発生の問合せ先

取得しているICカードの認証機関

ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記6に連絡すること。

### 別紙様式1

### 紙入札方式参加承諾願

- 1. 工事名 岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事 (再公告)
- 2. 電子入札システムでの参加ができない理由(必須)

上記工事は、電子入札対象案件でありますが、今回は当社においては上記 理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回に限り 紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人岡山大学長 殿

令和 年 月 日

住 所

法人等名

代表者氏名

囙

別記様式1

### 競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人岡山大学 学長 槇野博史 殿

住 所 商号又は名称 代表者氏名

囙

令和 元年10月 1日付けで公告のありました岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事(再公告)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第6条及び第7条の規定に該当する者でないこと、資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)、入札説明書に記載する本工事に係る設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1. 入札説明書 記7(3)①に定める施工実績を記載した書面
- 2. 入札説明書 記7 (3) ②に定める工事成績を記載した書面及び工事成績評定の 通知書の写し
- 3. 入札説明書 記7(3)③に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 4. 入札説明書 記7(3)④に定める契約書等の写し
- 5. 入札説明書 記7(3)⑤に定める一般競争参加資格認定通知書の写し
- 6. 入札説明書 記7(3)⑥に定める緊急時の施工体制を記載した書面
- 7. 入札説明書 記7(3) ⑦に定める法令遵守の状況について記載した書面及び資料
- 8. 入札説明書 記7 (3) ⑧に定めるワーク・ライフ・バランス等の取組を記載した書面及び認定通知書等の写し
- 注) 紙入札方式を希望する者は、申請書に返信用封筒(表に申請書の住所及 び商号又は名称を記載し簡易書留料金を加えた所定の料金(402円)に 相当する切手をはった長3号封筒とする。)を添えて提出すること。

## 同種の工事の施工実績

## 会社名

同種	工事の判断基準	平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した22,000V以上の受電設備の新設又は増設を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。 経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。
工	工事名	
事	発注機関名	
争 名 名	施工場所	(都道府県・市町村名)
和	契約金額	
等	工期	平成 年 月 日~平成 年 月 日
守	受注形態	単体/共同企業体(出資比率 %)
工	建物用途	
事	構造・階数	
機	建物規模	(m²)
概概	工事内容	(必要に応じて工事内容を記載する。)
19元		
COR	INS 登録の有無	有(CORINS登録番号)・無

### 工事成績

V 71 P				
会社名	•			
$\Delta \parallel \perp \parallel$	•			

### i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建設工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に平均点を算出する。

発注機関:工事成績相互利用登録発注機関	平成29年度	平成30年度	平成31年度
a : 各年度の工事件数	a 1=	a 2=	a 3=
b:各区年度の工事成績の合計点数	b 1=	b 2=	b 3=
x:各年度の平均点 $x = b/a$	$\mathbf{x}_1 =$	<b>x</b> 2=	<b>x</b> 3=
y:過去2年間以降の平均点 y=(b <sub>1</sub> +b <sub>2</sub> +b <sub>3</sub> )/(a <sub>1</sub> +a <sub>2</sub> +a <sub>3</sub> )	y =		

注1: 工事成績相互利用登録発注機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入すること。

注2:各年度の平均点及び過去2年間以降の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注3:工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

### ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成 29 年度 以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題 が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、 有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有 ・ 無
	,,

### ○事例

工事名									
発注機関名									
完成年月日	平成	年	月	日	引渡年月日	平成	年	月	日
具体的な内容(発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等)									

注1:「重大な問題」とは、以下のア)~エ)に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合
- ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

### 別記様式4

### 配置予定技術者の資格・施工経験・工事成績

### 会社名

1) 配置予定技術者の資格・同種工事の施工経験

配置予定技術	者の従事役職・氏名	○○技術者  ○○
法令に。	よる資格・免許	(例) 1級電気工事施工管理技士(取得年) 監理技術者資格者証(取得年) 監理技術者講習修了証(終了年)
同種工	事の判断基準	平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した22,000V以上の受電設備の新設又は増設を施工した実績を有すること。
	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	
工事の経験	工期	平成 年 月 日~平成 年 月 日
の概要	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模	( m²)
	工事内容	
	CORINS への登録	有(CORINS登録番号)・無
工事	成績評定点	点
	工事名	
申請時に おける他工 事の従事状 況等	発注機関名	
	工期	平成 年 月 日~平成 年 月 日
	従事役職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する 場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の 月 日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能

- 注)工事成績評定点は、上記工事が、主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した平成 27年度(過去4年度)以降に完成したものである場合に記載すること。(ただし、工事成 績相互利用登録発注機関が発注した工事に限る。)
  - また、工事成績相互利用機関発注工事の実績がない場合はその旨記入すること。
- 注)工事成績評定の写し及び当該技術者が当該工事に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事していたことが判る書類(CORINS等)を添付すること。
- 注)申請時におけるほか工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事 を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

### 別記様式5

### 緊急時での施工体制

工事名:岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事(再公告)

中国地区に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分
	170日7	// 12.26	(該当に〇印)
			<ul><li>本店</li></ul>
			・支店
			• 営業所
			<ul><li>その他</li></ul>
			<ul><li>本店</li></ul>
			<ul><li>支店</li></ul>
			• 営業所
			<ul><li>その他</li></ul>
			<ul><li>本店</li></ul>
			<ul><li>支店</li></ul>
			• 営業所
			<ul><li>その他</li></ul>

### (記載例)

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分
			(該当に〇印)
株式会社○○建設	000-0000	○○県○○市○○町○一○一	・本店
△△支店		$\circ$	○・○支店
			• 営業所
			・その他

### 事故及び不誠実な行為

会社名		

### 1. 営業停止

中国地区を区域に含む営業停止措置のうち、本工事の開札日から起算して6ヶ月以内 に期間が終了したものを全て記載すること。

措置を行った機関		崖	当 美	業 停	止。	の!	期 「	間			
(記載例) 国土交通中国地方整備局	(記載例) 平成 年	月	日	から	平成	年	月	日	(	ケ月)	

- 注1) 営業停止の通知の写しを添付すること。
- 注2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

### 2. 指名停止

中国地区において、文部科学省から受けた指名停止措置のうち、本工事の開札日から 起算して6ヶ月以内に期間が終了したものを全て記載すること。

指名停止の期間

(記載例)

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 ( ケ月)

- 注1) 指名停止の通知の写しを添付すること。
- 注 2) 措置を受けていない場合には、その旨を記入の上、提出すること。

### 別記様式7

### ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況について、「認定あり」・「認定なし」のどちらかを「■」にすること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定 企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用 する労働者の数が300人以下のものに限る)	<ul><li>□ 認定あり</li><li>□ 認定なし</li></ul>
次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく 認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	<ul><li>□ 認定あり</li><li>□ 認定なし</li></ul>
青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用 促進法)に基づく認定(ユースエール認定)	<ul><li>□ 認定あり</li><li>□ 認定なし</li></ul>

注1) 認定通知書等、証明することのできる資料の写しを添付すること。

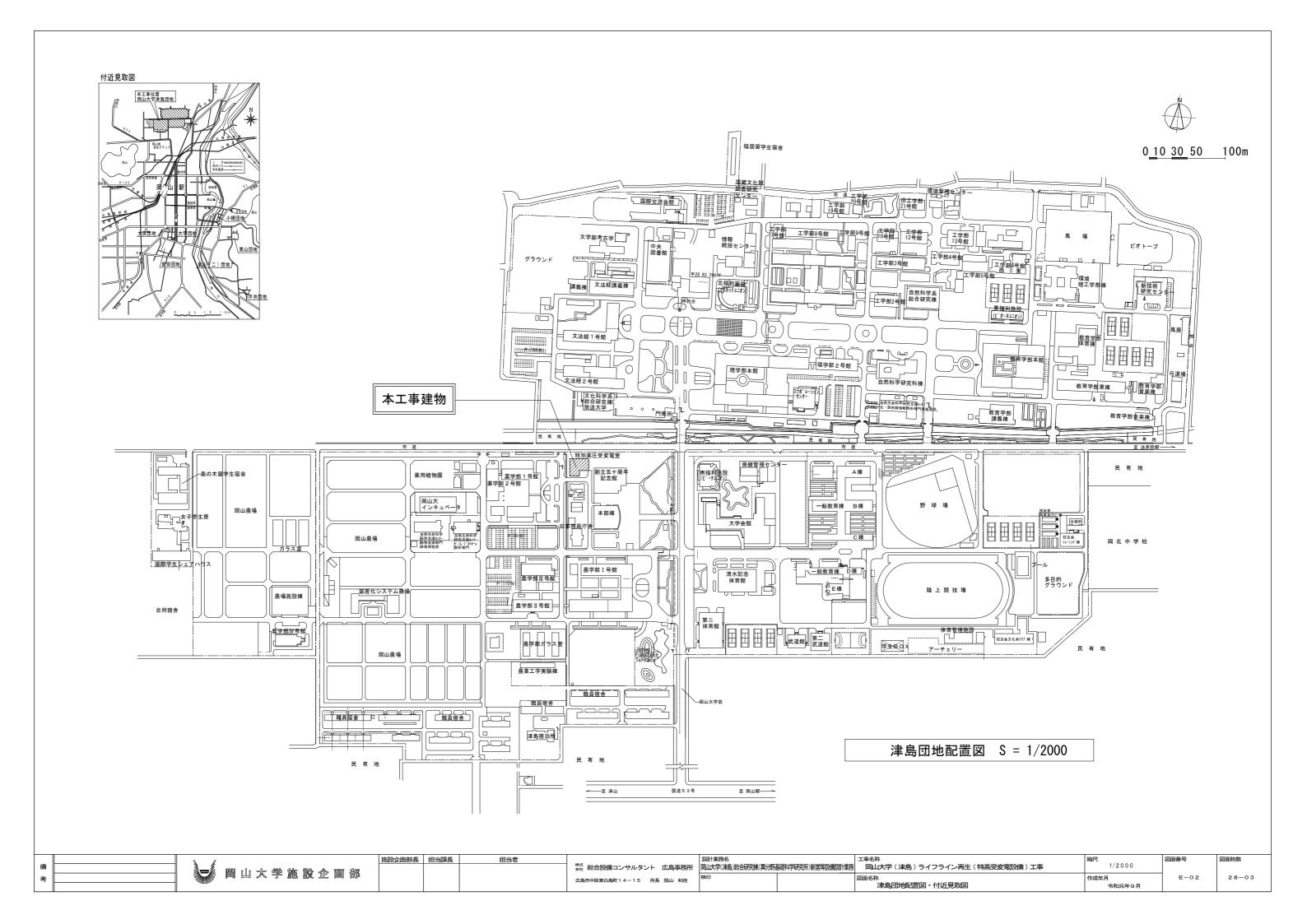
## 電 気 設 備 工 事 発 注 概 要 書

年 度		 令和 元年						
工事名称		岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事						
		岡山県岡山市北区津島中一丁目1番1号 岡山大学 津島団地構内						
工事場所	岡山県岡山市北区津島中三丁目1番1号 岡山大学 津島団地構内							
完成期限	令和3年1月29日(金曜日)							
	z <del></del>	棟 名 称	特別高圧受変電室					
	建	工種	基幹整備					
	物	構造·階数	R2					
	概	建築面積	( 482m²)					
	要	延 面 積	( 672m³)					
	<del>-</del>	改修延面積	– m²					
エ		電 灯 設 備	•	•	•	•		
		動力設備	•	•	•	•		
		電 熱 設 備	•	•	•	•		
	屋	雷保護設備	•	•	•	•		
	<u> </u>	受 変 電 設 備	•	•	•	•		
		電力貯蔵設備	•	•	•	•		
事		発 電 設 備	•	•	•	•		
7		構内情報通信網設備	•	•	•	•		
	内	構内交換設備	•	•	•	•		
		情報表示設備	•	•	•	•		
		映像•音響設備	•	•	•	•		
		拡声設備	•	•	•	•		
	エ	誘導支援設備	•	•	•	•		
概		テレビ共同受信設備	•	•	•	•		
		監 視カメラ設 備	•	•	•	•		
		駐車場管制設備	•	•	•	•		
	事	防犯·入退室管理設備	•	•	•	•		
	-	火災報知設備	•	•	•	•		
		中央監視設備	•	•	•	•		
		発 生 材 処 理	•	•	•	•		
要	_		•	•	•	•		
	屋外	構内配電線路	lacktriangle					
	•	構内通信線路	•					
	その	発 生 材 処 理	•					
	他	テレビ電波障害防除	•					
	工事		•					
<u> </u>		1						

	<u> </u>	
配置	図・案内図等 別図による	
本件に	こ 関 す る 照 会 先 岡山大学施設企画部 施設企画課 総務・契約 TEL 086-251-7123	的担当
	・津島団地特別受変電室における特高受変電設備(GIS66KV)の新設及で	<b>「既設設備撤去</b>
	及び特高ケーブル配線の敷設を行うものである。	
そ	・停電作業に関しては監督職員、電気主任技術者と十分協議・調整のうえ	行うこと。
	・大学行事(大学祭・試験日等)に伴い、工事中止を求められることがある。	,
Φ.	・本工事敷地は学生、教職員等の動線が交錯している。加えて、配送・納品	温車両等の
Ø	往来が多いため、安全管理には十分注意し施工すること。	
	・構内入構については、有料化しているので、工事車両について考慮する	
他	・工事車両については、工事用地内以外には駐車しないこと。	
	・敷地内は禁煙であり、工事用地内、工事車両内であっても同様とする。	

# 岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事

図面目録						
通し番号	図番	図面名称	縮尺			
28- 01	E- 01	表紙・図面リスト				
28- 02	特- 1	電気設備工事特記仕様書				
28-03	E- 02	津島団地配置図・付近見取図	1/2000			
28-04	E- 03	特高受変電設備機器・機能仕様書				
28- 05	E- 04	特高受変電設備単線結線図(1) (改修後)				
28-06	E- 05	特高受変電設備単線結線図(2)(改修後)				
28- 07	E- 06	特高受変電設備単線結線図(改修前)				
28- 08	E- 07	特高受変電設備機器配置図(1)(改修後)	1/50			
28- 09	E- 08	特高受変電設備機器配置図(2)(改修後)	1/100 1/50 1/20			
28- 10	E- 09	特高受変電設備機器配置図(改修前) (撤去)	1/50			
28-11	E- 10	特高受変電盤姿図・盤構成図				
28- 12	E- 11	直流電源装置仕様書・姿図・盤構成図				
28- 13	E- 12	特高受変電設備 1階 配線図(特高・直流・低圧・接地) (改修後)	1/50			
28-14	E- 13	特高受変電設備 ピット 配線図(特高・直流・低圧・接地)(改修後)	1/50			
28- 15	E- 14	ピット・1階 ケーブルラック布設図	1/100			
28- 16	E- 15	電力監視設備改修概要・システム構成				
28- 17	E- 16	電力監視制御項目一覧表 電力監視設備 ピット・1階・2階 配線図 (改修後)	1/100			
28- 18	E- 17	特高受電室 電灯分岐・機械設備 建築 平面図 撤去平面図	1/100			
28- 19	E- 18	特高構内配電線路設備 全体図	1/1200			
28- 20	E- 19	特高構內配電線路設備 配線図(1)	1/300			
28- 21	E- 20	特高構内配電線路設備 配線図(2)	1/300			
28- 22	E- 21	特高構內配電線路設備 配線図(3)	1/300			
28- 23	E- 22	特高構内配電線路設備 配線図(4)	1/300			
28- 24	E- 23	特高構內配電線路設備 配線図(5)	1/300			
28- 25	E- 24	特高構內配電線路設備 詳細図(1)	1/20, 1/50			
28- 26	E- 25	特高構內配電線路設備 詳細図(2)	1/20, 1/30			
28- 27	E- 26	特高構內配電線路設備 詳細図(3)	1/50			
28- 28	E- 27	特高構內配電線路設備 詳細図 (4)	1/20			



### 特高受変電設備機器・機能仕様書

#### A. 一般事項

本設備は中国電力 (株) より、三相三線 60Hz 66kV 1回線IVCT方式にて受電し、 特高変圧器 6MVA×2台 (将来) の並列運転により6.6kVに降圧し、き電盤にて 各既存高圧配電系統に配電を行う。将来の拡張性を考慮し、機器の設計、製作においては、 安全面、機能面に加え計画停電における保守性や停電範囲の最小化等を充分に検討、考慮すること。

JECによる常規使用状態とする。(屋内設置標高1,000m以下、周囲温度-5℃~40℃)

3. 塗装色

機器は充分な防錆処理を施し、指定色に塗装すること。

4. 準拠規格及び基準

機器の製作並びに施工に当たっては、下記の規格基準を満足する。

(2) 電気規格調査会標準規格(JEC)

(1)日本工業規格(JIS)

(3) 日本電機工業会標準規格(JEM)

(4) 電気設備技術基準

(5)消防法

(6) 建築基準法

(7)電力会社規程(特高自家用受電設備設計)

(8) 日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」(最新版)

(9)電気技術規程(JEAC)

(10) 電機技術指針(JEAG)

(11) その他関連規格、法規

#### B. 特高受変電設備仕様

1. 66kVキュービクル形ガス絶縁開閉装置 (C-GIS)

(1) 課電部を全てSF6ガスで密閉した接地電位の角形金属箱にコンパクトに収納された

自立閉鎖型ガス絶縁開閉装置とする。 (2) 各ユニット毎にガス区画された構造とし、各ガス区分毎にガス圧力監視装置を設けて、

それぞれにガス処理とガス監視が行えるものとする。 (3) 内部ガス圧が大気圧まで低下した場合においても、常規使用電流に耐える性能を有する こと。また、ガス補給可能なガス補給口を設け、SF6ガスボンベにより充電中でもガス 補給作業が行えるものとする。

(4) 遮断器・断路器・接地開閉器は機械的開閉表示を設けること。

(5) 将来更新時に変圧器の片バンク運転にて、無停電で変圧器の更新が可能なこと。 (E-10ガス区分図を参考とする)

1. 2. 受電方式及び定格

1回線受電 受電方式 三相3線 相 数 定格電圧 7 2 k V 絶縁階級 6 0 묵 定格雷流 800A 定格周波数 60Hz 定格短時間雷流 25kA (1秒) 母線方式 単一母線方式 操作雷圧 DC100V

C-GIS、特高制御盤ともに制御電源を2系統に区分し、

片バンク運転に支障が無いようにすること

定格SF6ガス圧力 製造業者基準 準拠規格 JEC-2350

1. 3. 接続方式

: ケーブル接続(上) 一次(引込) 二次 (主変接続) : ケーブル接続(上)

1. 4. 主要機器仕様

(1) 受電及び変圧器一次用遮断器 (VCB)

真空遮断器 72kV 800A 60Hz 遮断電流 25kA

遮断器時間 3サイクル 制御電圧 DC100V 操作方式 電動バネ操作 準拠規格 JEC-2300

(2) 断路器、接地開閉器 (DS·ES)

(a) 受電遮断器電源側、負荷側及び変圧器一次用断路器 (DS) 形 式 3極単投 72kV 800A 定 格 短時間電流 25kA 2秒

制御電圧 DC100V 操作方式 電動バネ操作 準拠規格 JEC-2300

(b) 受電遮断器電源側用接地装置(ES)

形 定 格 3 極単投 ケーブル充電電流 閉路可能 72kV

短時間雷流 25kA 1秒 操作方式 手動操作

(c) 受電遮断器負荷側、変圧器一次及び母線用接地装置(ES)

形 式 3 極単投 定 格 7 2 k V

短時間電流 25kA 1秒 操作方式 手動操作

(3) 変流器 (CT)

種 別 ケーブル貫通形 (乾式またはモールド) 準拠規格 JEC-1201

電流比、負担は電力会社協議による。

(4) ケーブル接続部 (CH)

スリップオン式 種 別 ケーブル引込用 定格電圧 7 2 k V 定格電流 800A

(5) VCT接続部

三相一括直結形 種 別 定格電圧 800A

(6)電圧検知器(VD)

コンデンサ分圧検出方式二重化回路式 種 類

点検警報回路付

数 量 1台

1. 5. 絶縁開閉装置付属品 内 訳

ガス配管 断路器操作ハンドル、遮断器蓄勢ハンドル

その他標準予備品

2. 特高操作・保護継電器盤 2. 1. 構 造

(1)盤形態、閉鎖等級

(2) 接続方式 低圧回路

低圧ケーブル 上部引込 制御ケーブル 上部引込 制御回路

2.2.構成

操 作

(1) 特高操作・保護継電器盤

模擬母線、表示灯(LED式)、集合型故障表示器 監 視 により受電部から主変圧器一次までを常時監視できる

自立閉鎖屋内型

捻回式操作スイッチにより受電部から主変圧器一次までの 機器操作ができるものとする。

計 測 受電電流の常時計測ができるものとする。 保 護 特高部に必要な保護継電器を有するものとする。 その他

ものとする。

各機器の遠方計測用の変換器、及び制御に必要な補助継電器を 設け、特高部に関する電力監視との取合は、盤内に中継端子を

今回実装とする。

変圧器保護用継電器(将来用)、自動電圧調整継電器(将来用)も

3. 直流電源装置

3. 1. 構 造 (1)盤形態、閉鎖等級 自立閉鎖屋内型

(2)接続方式

低圧ケーブル 上部引出 低圧回路 制御ケーブル 上部引出 制御回路

3.2.仕 様

(1)整流回路 種 別

全自動サイリスタ整流器

整流方式, 容量 三相全波整流 50A(SiD 40A)

三相三線 200V±10% 60Hz (所内変圧器より) λカ

特高受変雷監視・制御田 出力

自荷雷圧補償節囲 DC100V±10%(負荷電圧補償装置付)

(2) 蓄電池 制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命型) 種 類

容 量 100AH/10HR セル数 54セル

3. 3. 計器、及び継電器

広角度目盛半埋込 1.5級 (1) 指示計器

(2) 保護継電器 (3)指示灯 LED式 (4) スイッチ 切換用 捻回式

4. 予備品・付属品

1式 低圧ヒューズ(制御用100%)

1式 各種ランプ(LED30%)、LEDランプ引抜工具

1式 各手動操作ハンドル 1式 試験プラグ 1式 標準付属工具・工具箱 予備品箱 1式

5. 既設GIS改修

新設C-GISの設置に伴い、下記既設GISの改修を行う。

5. 1. 既設VCT撤去及び、母線短絡

(1) VCT接続部のSF6ガスを回収し、VCTの撤去を行う。

(2) VCT接続用母線を撤去し、直結母線及びシールド取り付けを行う。

(3) VCT接続部のフランジカバー (新設)及び、架台 (新設)を設置し、SF6ガスの再充填を行う。

5. 2. 既設引込ケーブルの撤去及び、新設ケーブル接続

(1) 既設GISのケーブル引込ユニットのSF6ガスを回収し、既設ケーブルヘッド部を解体の上、 既設ケーブルの撤去を行う。

(2) 新設ケーブルヘッド (スリップオン: 落し込み式) により、ケーブル引込ユニットを再組立し、 新設ケーブル(TR一次ケーブル)の接続を行う。

(3) 改修後、試充電確認を実施する。

VCT・Wh 工事区分(電力会社への負担金は本工事に含むものとする)

既	v c	Wh	
設	GAS回収	V C T本体撤去	Wh撤去
G	本工事	電力会社	電力会社
s		(別途)	

新	v c	Wh		
設 G	GAS封入・VCT取付	本工事に伴う 電力会社への負担金支払い	Wh取付	Wh <u>盤</u>
I	本工事	本工事	電力会社	本工事
s				

(特記-VCT設置に伴う本工事項目)

・変成器・計量器像への接地工事及び接地線の配線

・変成器から計量器盤の間の配管工事

・受電設備フランジへの〇リングの取付。 ・変成器と受雷設備フランジとの接続

・変成器ブッシングと受電設備導体との接続 ・受電設備への絶縁ガスの封入

(特記-負担金項目)

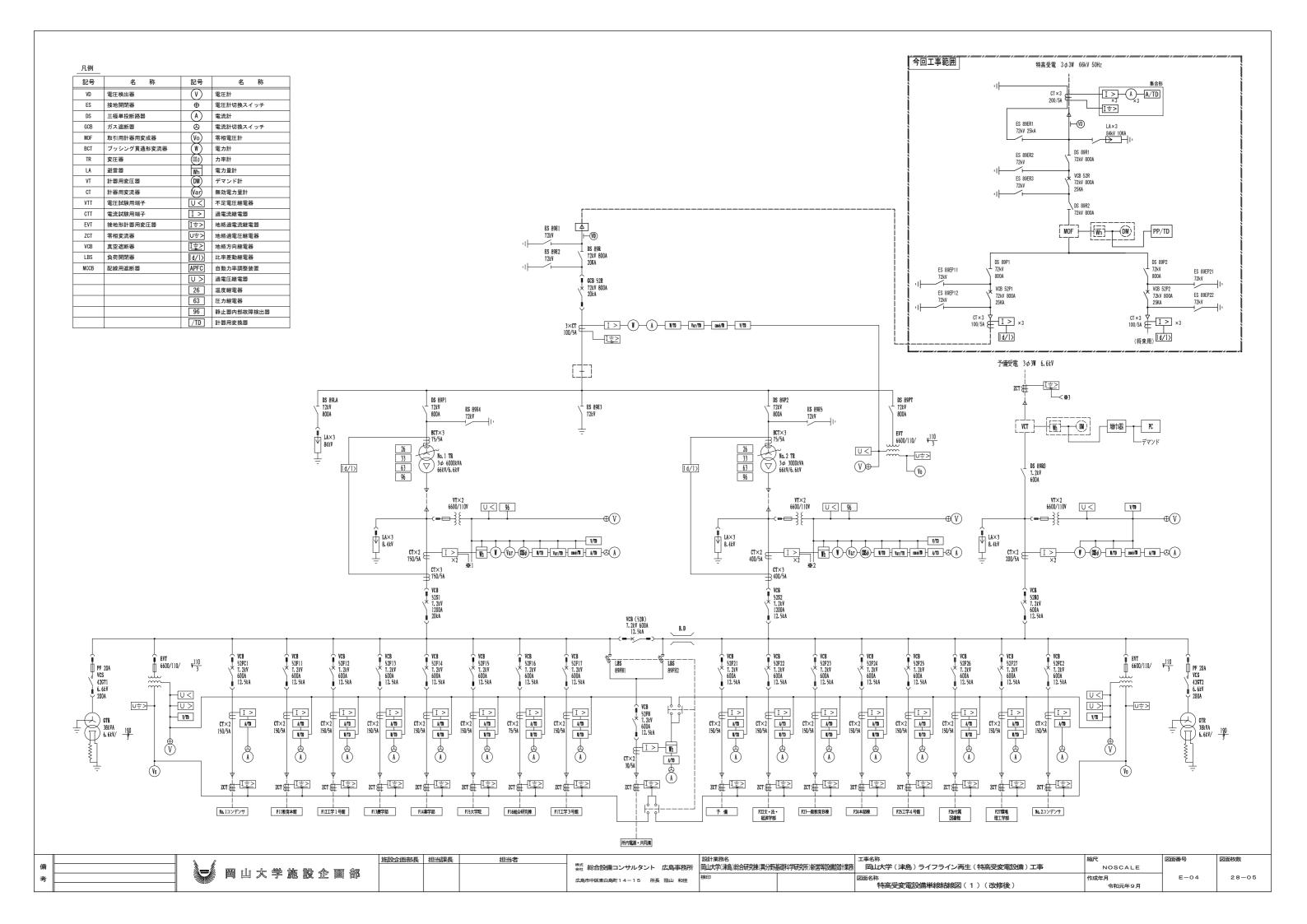
· 責任分界点接続箇所 立会費

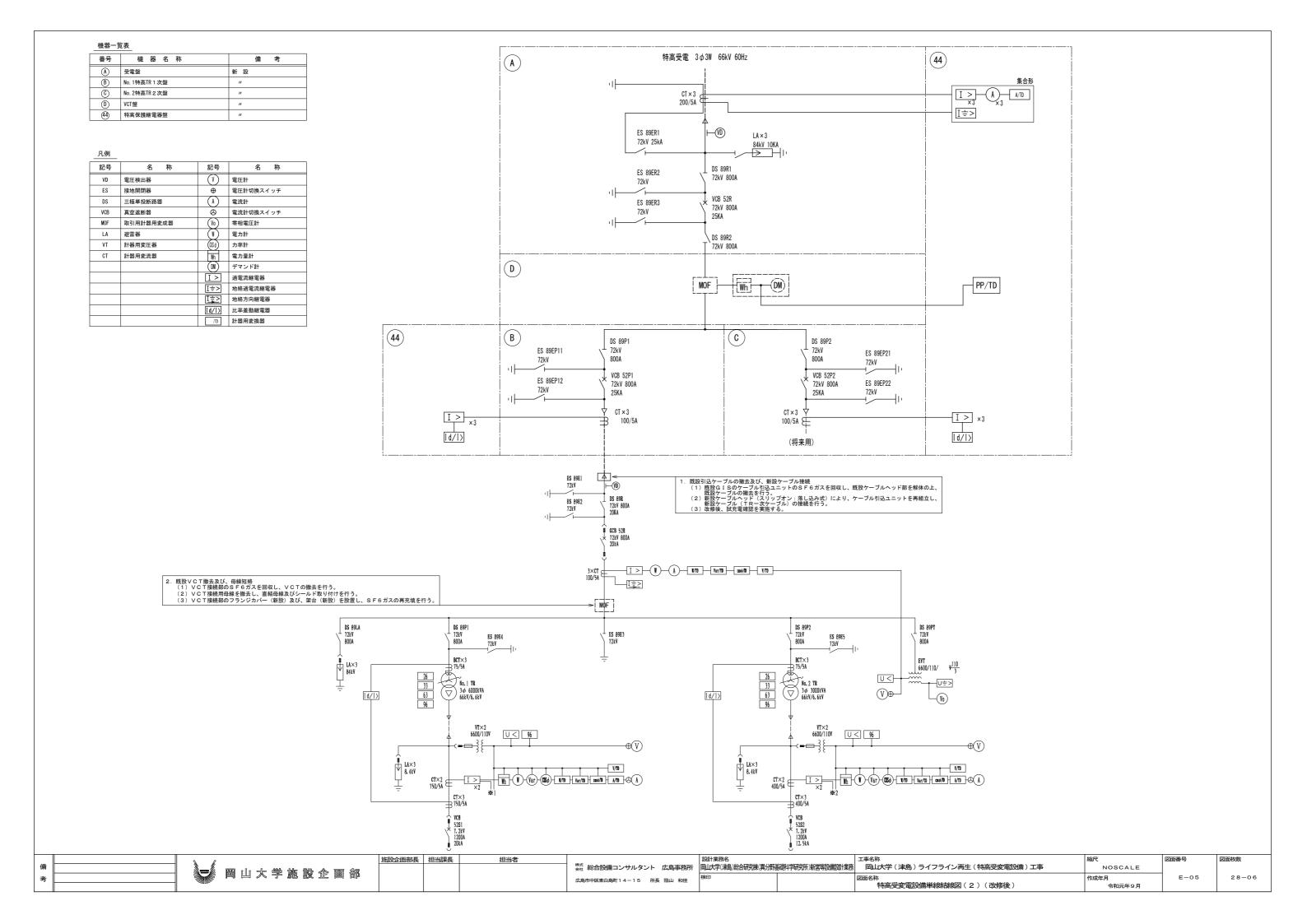
・計量装置(計量器および計器用変成器)新設・撤去

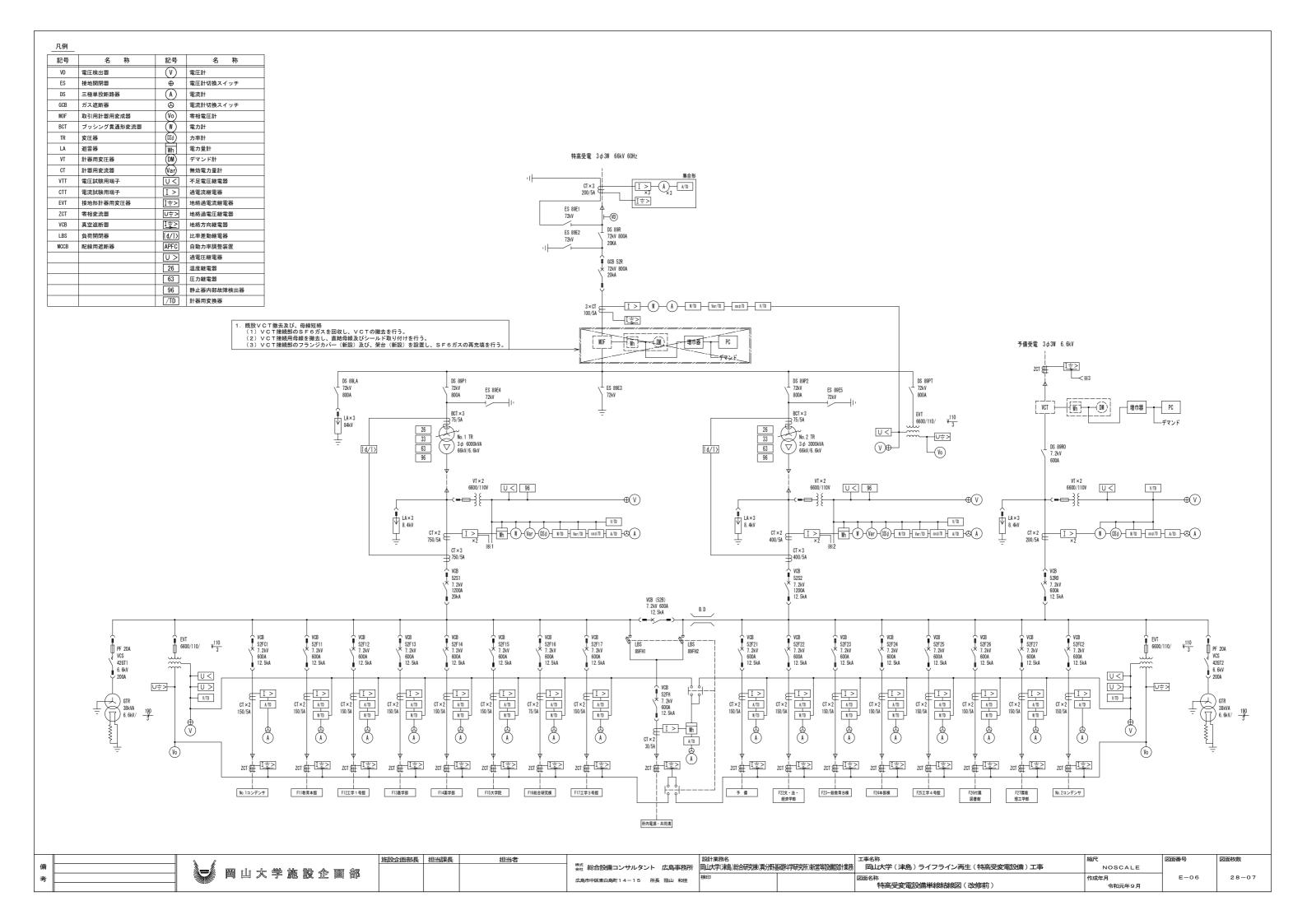
計量装置盤取付

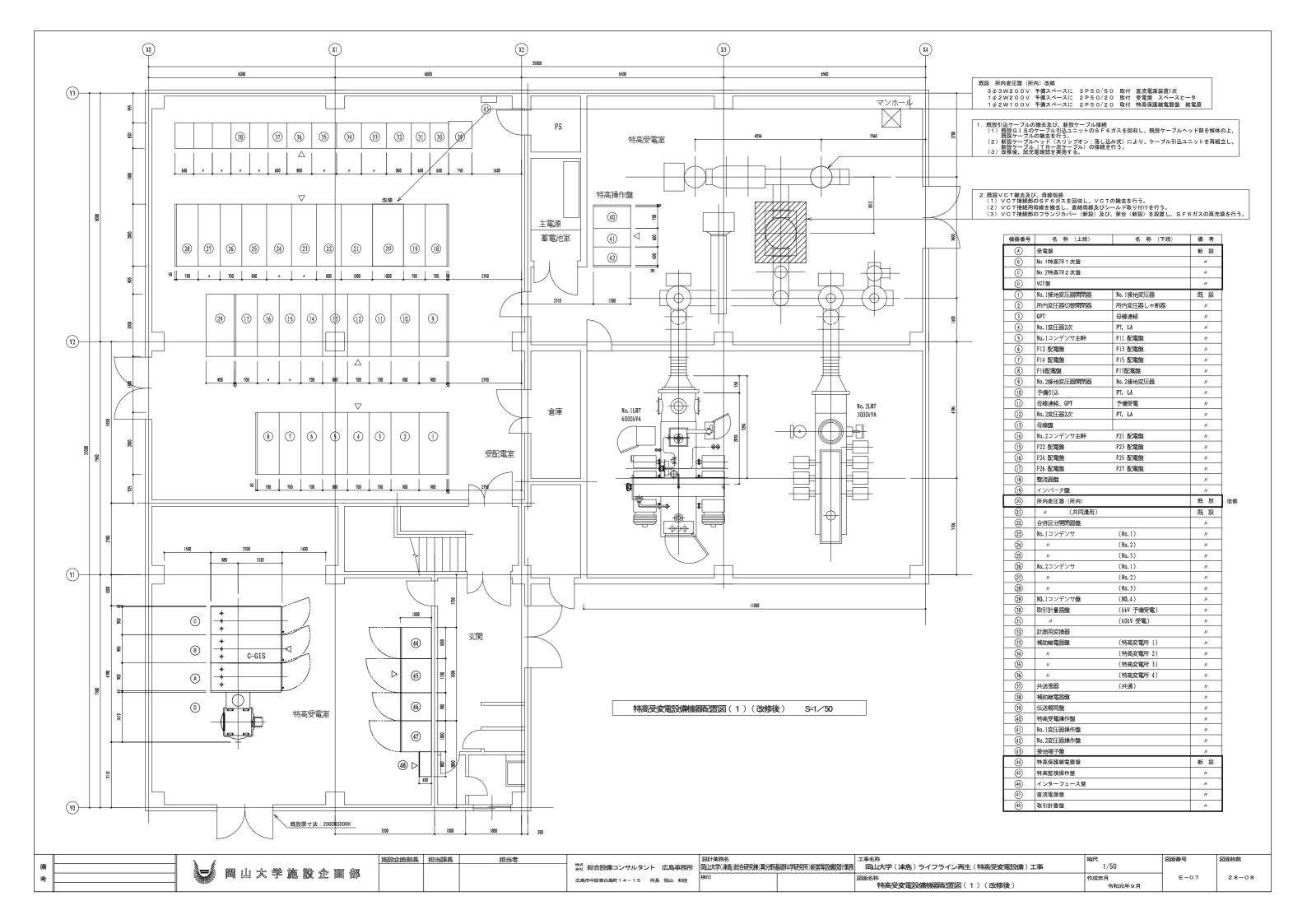
自動検針用の通信設備の移設工事

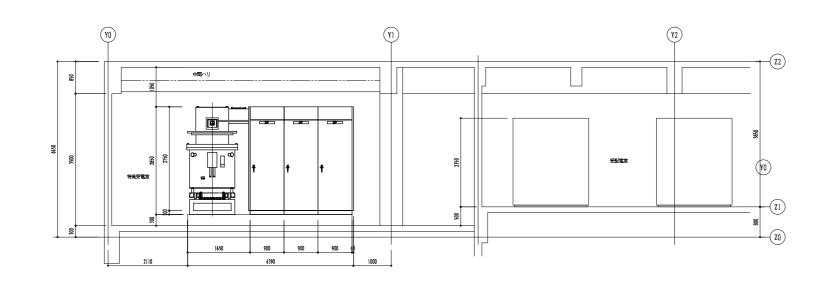
Г		施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
	☆				株式 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野基礎科学研究所)新営等設備設計業務		岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事	NOSCALE		
					広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称	作成年月	E-03	28-04
	4400							特高受変電設備機器・機能仕様書	令和元年9月		





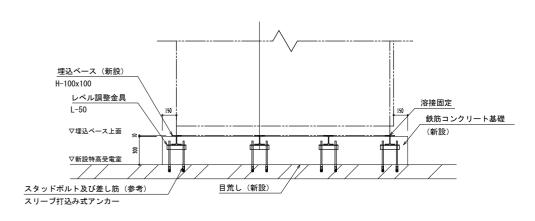


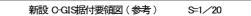


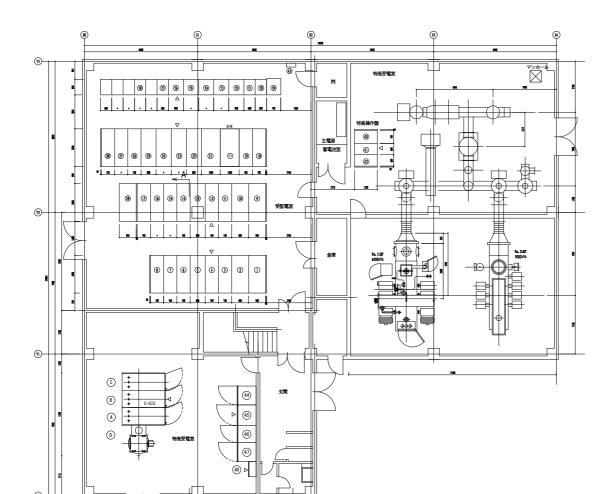


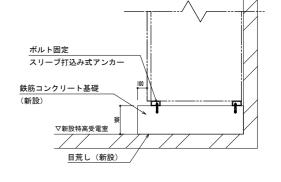
S=1/50

A -A 断面図







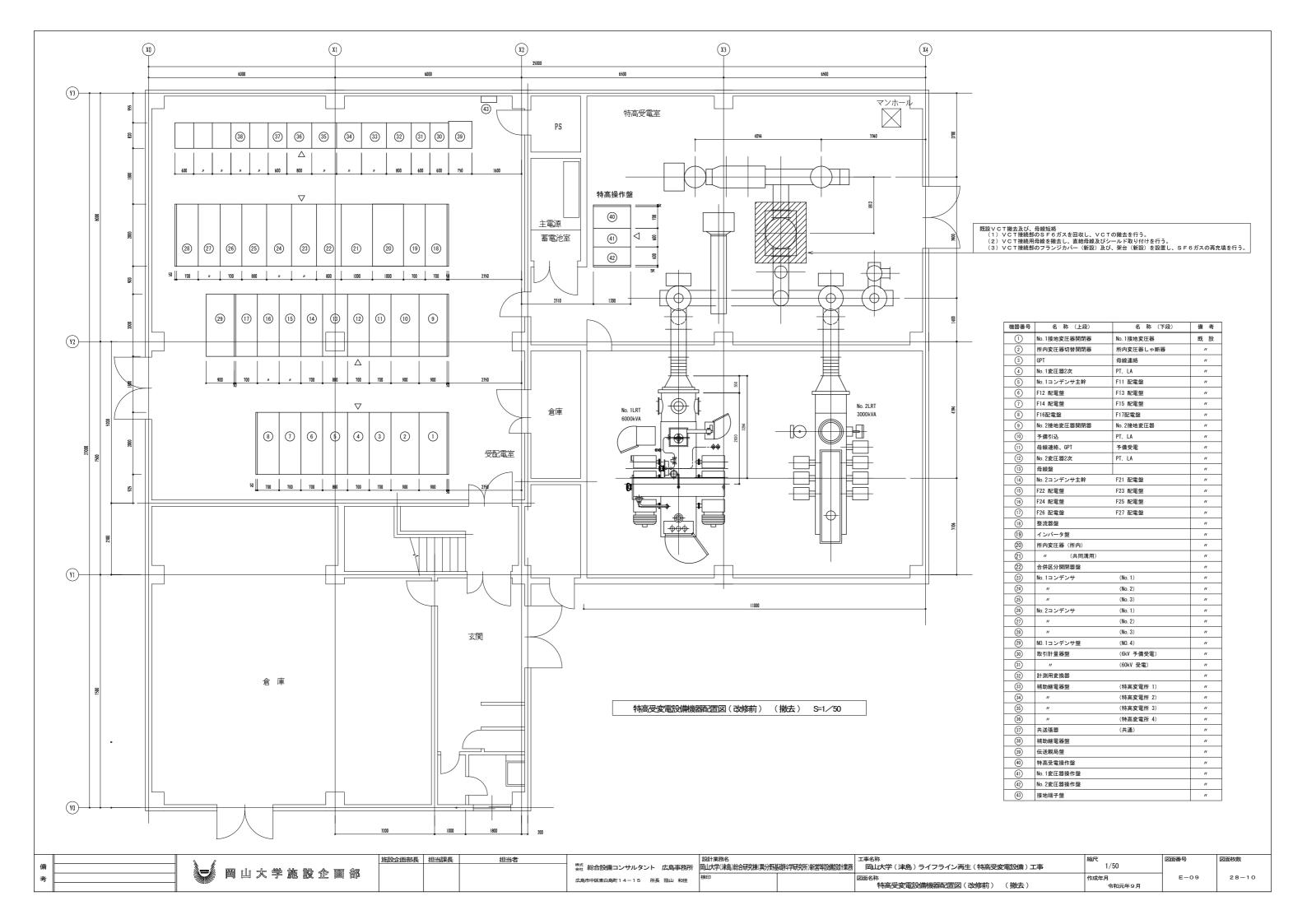


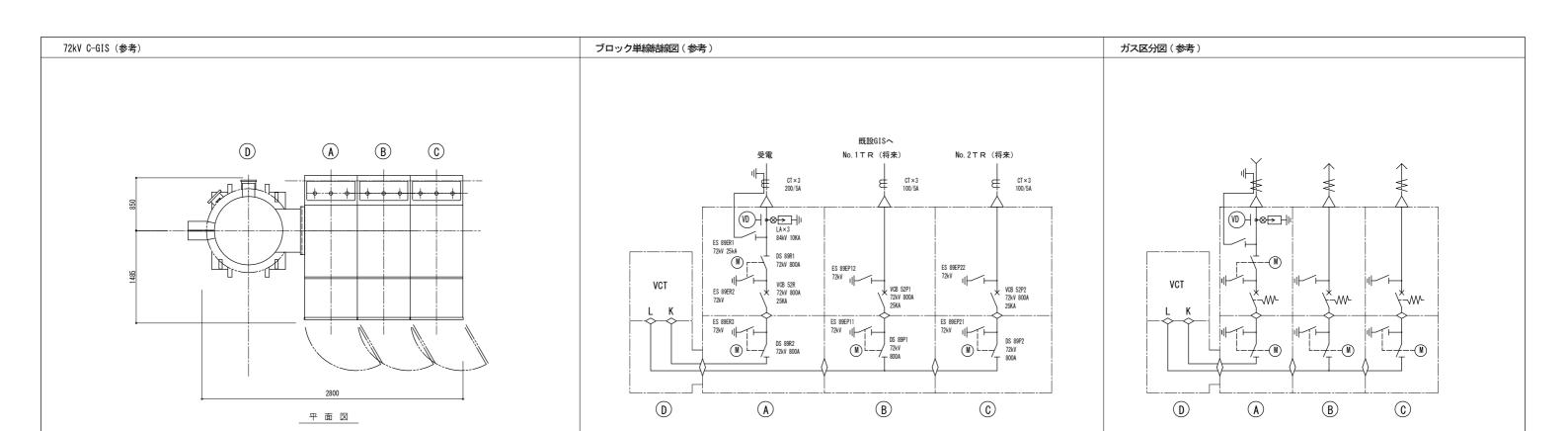
新設盤据付要領図(参考)	S=1/20
44 45 46 47 48	

機器番号	名 称	備考
A	受電盤	新 設
B	No. 1特高TR 1 次盤	"
©	No. 2特高TR 2 次盤	"
(D)	VCT盤	"
(44)	特高保護継電器盤	新 設
(45)	特高監視操作盤	"
(46)	インターフェース盤	"
<b>4</b> 7)	直流電源盤	"
(48)	取引計器盤	"
20	所内変圧器 (所内)	既 設

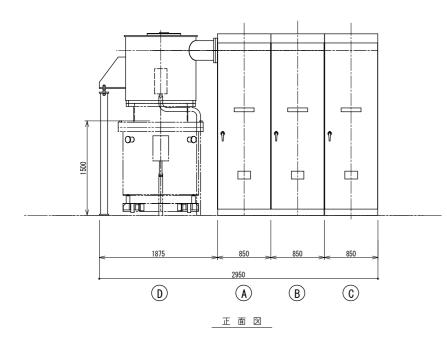
特高受変電設備機器配置図(2)(改修後) 5-1/100

ľ		\	施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
	備	量 岡山大学施設企画部				株式 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野)	基礎科学研究所)新営等設備設計業務	岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事	1/100 1/50 1/20		
	考					広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称	作成年月	E-08	28-09
		-ettins.							特高受変電設備機器配置図(2)(改修後)	令和元年9月		



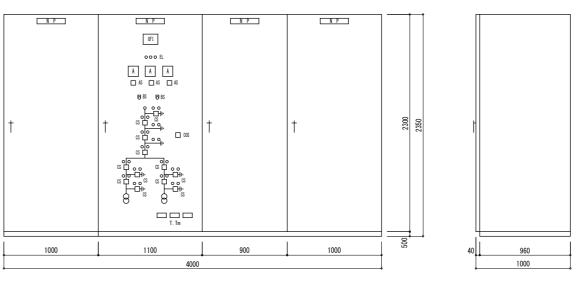


特高監視盤・操作盤・直流電源盤(参考)



	機器一覧	[表	
	番号	機器名称	備考
Ī	A	受電盤	新 設
	B	No. 1特高TR 1 次盤	"
	©	No. 2特高TR 2 次盤	"
	(D)	VCT盤	"

## 番号 (4) (4) (4) 盤名称 特高監視操作盤 インターフェース盤 直流電源盤



正面図

側面図

		施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
備					株式 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野基礎	挺4学研究所)新営等設備設計業務	岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事	NOSCALE		
考	<b>一</b> 岡山大学施設企画部				広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称	作成年月	E-10	28-11
	1445							特高受変電盤姿図・盤構成図	令和元年9月		

### 直流電源装置仕様書

1. 構 造

(1)盤形態、閉鎖等級 自立閉鎖屋内型

(2)接続方式

低圧回路低圧ケーブル上部引出制御回路制御ケーブル上部引出

2. 仕 様

(1)整流回路

種 別 全自動サイリスタ整流器

整流方式、容量 三相全波整流 50A(SiD 40A)

入力 三相三線 200V±10% 60Hz(所内変圧器より)

出力 特高受変電監視・制御用(本工事)、及び高圧盤、継電器盤制御回路用(将来)

負荷電圧補償範囲 DC100V±10%(負荷電圧補償装置付)

負荷分岐数 12回路(予備3回路)

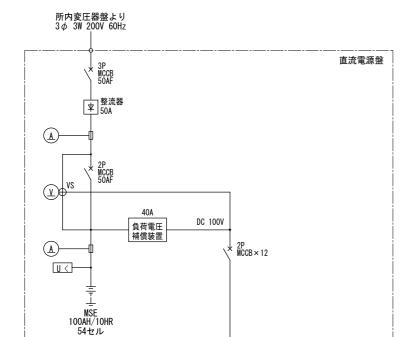
(2) 蓄電池

種 類 制御弁式据置鉛蓄電池(長寿命型)

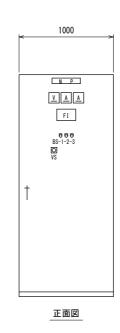
容 量 100AH/10HR

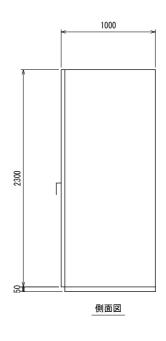
セル数 54セル

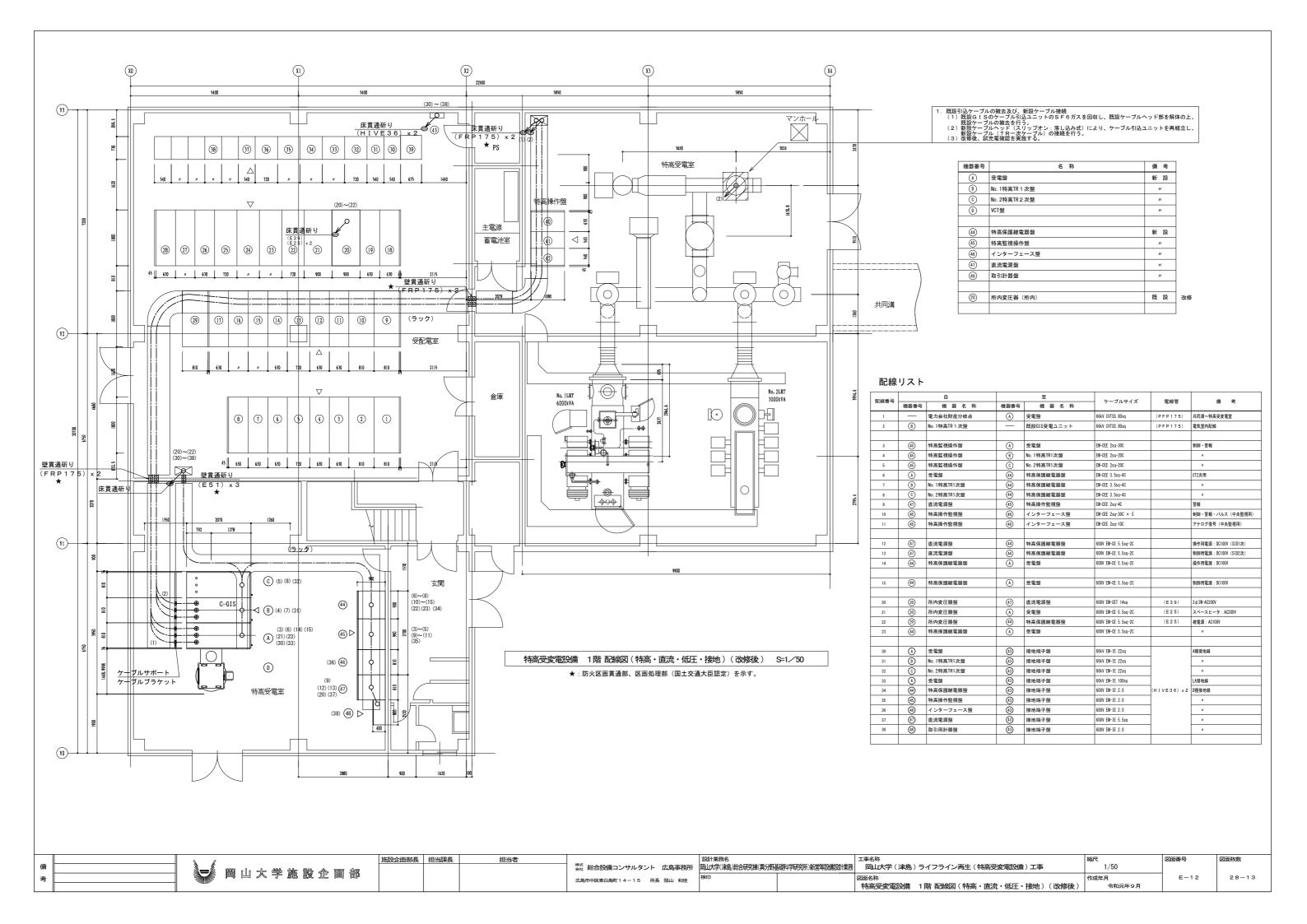
### 3. 盤構成図

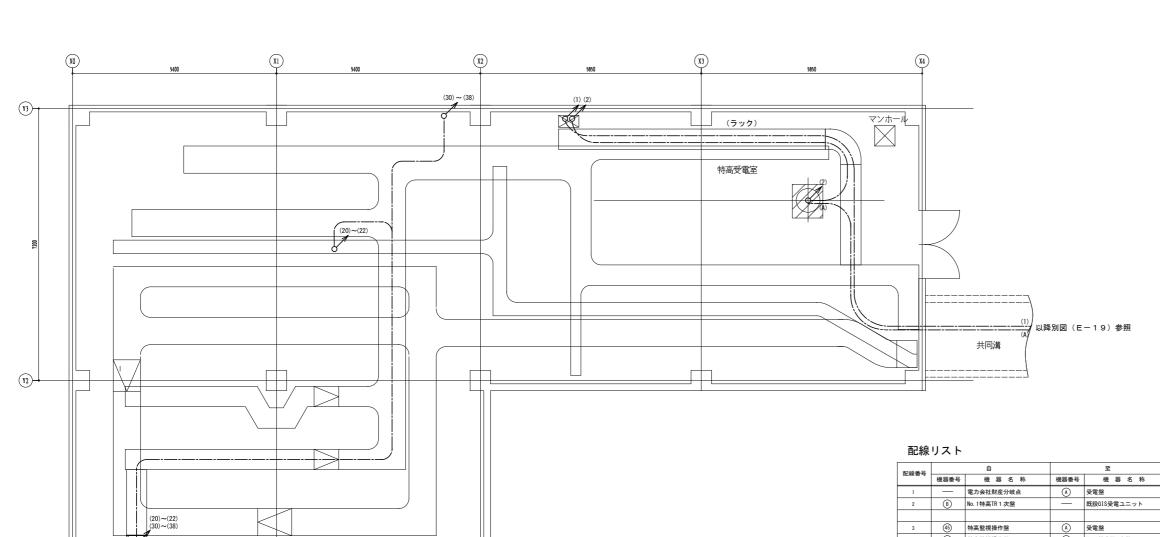


#### 4. 直流電源装置姿図(参考)





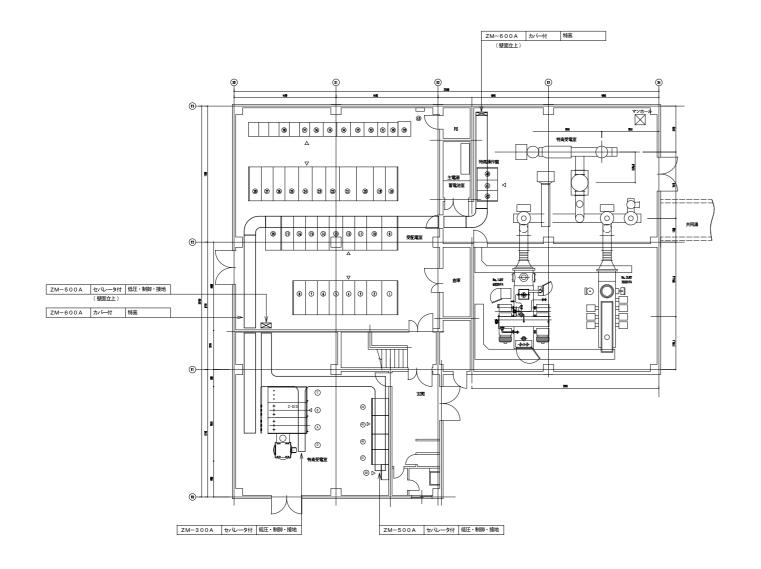


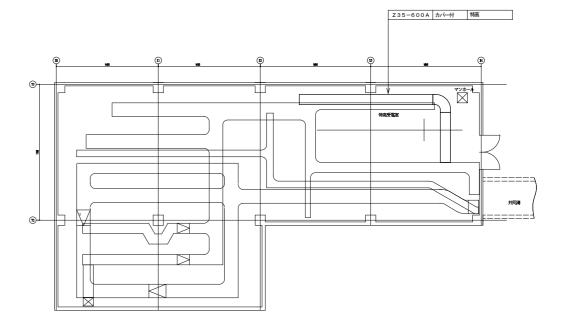


特高受変電設備 ピット 配線図(特高・直流・低圧・接地)(改修後) S=1/50

配線番号		自		至	ケーブルサイズ	電線管	備考
11. 禄 曾 写	機器番号	機器名称	機器番号	機器名称	ケーフルサイス	电标官	加考
1		電力会社財産分岐点	A	受電盤	66kV CVTSS 80sq	(PFP175)	共同溝~特高受変電室
2	B	No. 1特高TR 1 次盤		既設GIS受電ユニット	66kV CVTSS 80sq	(PFP175)	電気室内配線
3	45	特高監視操作盤	(A)	受電盤	EM-CEE 2sq-30C		制御・警報
4	45)	特高監視操作盤	B	No. 1特高TR1次盤	EM-CEE 2sq-20C		II .
5	45	特高監視操作盤	0	No. 2特高TR1次盤	EM-CEE 2sq-20C		II .
6	A	受電盤	44)	特高保護継電器盤	EM-CEE 3.5sq-4C		CT2次用
7	B	No. 1特高TR1次盤	44)	特高保護継電器盤	EM-CEE 3.5sq-4C		II .
8	0	No. 2特高TR1次盤	44)	特高保護継電器盤	EM-CEE 3.5sq-4C		II .
9	47)	直流電源盤	45)	特高操作監視盤	EM-CEE 2sq-4C		警報
10	45)	特高操作監視盤	46)	インターフェース盤	EM-CEE 2sq-30C × 5		制御・警報・パルス(中央監視用
11	45)	特高操作監視盤	46	インターフェース盤	EM-CEE 2sq-10C		アナログ信号 (中央監視用)
12	(47)	直流電源盤	(44)	特高保護継電器盤	600V EM-CE 5.5sa-2C		操作用電源: DC100V (SID1次)
13	(47)	直流電源盤	(44)	特高保護継電器盤	600V EM-CE 5. 5sg-2C		制御用電源: DC100V (SID2次)
14	44)	特高保護継電器盤	A	受電盤	600V EM-CE 5. 5sq-2C		操作用電源: DC100V
15	44)	特高保護継電器盤	A	受電盤	600V EM-CE 5. 5sq-2C		制御用電源: DC100V
20	(20)	所内変圧器盤	(47)	直流電源盤	600V EM-CET 14sq	(E39)	3 φ 3W-AC200V
21	20	所内変圧器盤	A	受電盤	600V EM-CE 5. 5sq-2C	(E25)	スペースヒータ: AC200V
22	(20)	所内変圧器盤	(44)	特高保護継電器盤	600V EM-CE 5.5sq-2C	(E25)	雑電源: AC100V
23	(44)	特高保護継電器盤	A	受電盤	600V EM-CE 5.5sq-2C		п
30	(A)	受電盤	(43)	接地端子盤	66kV EM-IE 22sq		A種接地線
31	B	No. 1特高TR1次盤	(43)	接地端子盤	66kV EM-IE 22sq	-	"
32	0	No. 2特高TR1次盤	(43)	接地端子盤	66kV EM-IE 22sq	-	"
33	(A)	受電器	(43)	接地端子盤	66kV EM-IE 100sq	$\dashv$	LA接地線
34	(44)	特高保護継電器盤	(43)	接地端子盤	600V EM-IE 2.0	(HIVE36) x2	
35	(45)	特高操作監視盤	(43)	接地端子盤	600V EM-IE 2.0		"
36	(46)	インターフェース盤	(43)	接地端子盤	600V EM-IE 2.0		11
37	(47)	直流電源盤	(43)	接地端子盤	600V EM-IE 5.5sq		н
38	48	取引用計器盤	43	接地端子盤	600V EM-1E 2.0		n .

	5 2	施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
備				<del></del>	株式 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野	基礎科学研究所)新営等設備設計業務	岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事	1/50		
考	─────────────────────────────────────				広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称	作成年月	E-13	28-14
	"HELE"							特高受変電設備 ピット 配線図(特高・直流・低圧・接地)(改修後)	令和元年9月		





1階 ケーブルラック布設図 S=1/100

ピット ケーブルラック布設図 S=1/100

,,	ーブルラック			01-01	-		_		_				_		-							
室内	EPS	内:	ZM	(亜鉛)	の両面	付酒	量 1	100	) g/	m 2 ⅓	1±0	)洛[	te)	සුන :	€\$ c	板に						
				メラ	ミンઇ	東付達	装、	粉色	李章	装等	施し	たき	6 O)									
床下ピッ	ト内・屋外	-	Z 3	5 (J	ISH	186	4 1	溶	ŧĒ1	සුන :	きに	規定	È † i	5н С	) Z 3	5以	上の	溶融	亜鉛	めっき	を施し	たもの
			又は、	上記	と同等	の耐	食物	能	有	t 6 ă	融	鉛-	-71	۱ <u>۱</u>	ウム	系合	金め	っき	銅板	製)		
(2) Ľ	ットのケーフ	ブル:	ラック	收付金	具 (#	ギル H	٠. ١	ナッ	ト等)	lts	Èτλ	8融	≦鉛.	メッ	キ仕」	ıfχ	l‡s	US	쵳と	する。		
(3) 7	ーブルラック	は担	地され	こてい	5 Z &		(強罪	E - 3	通信技	共用部	まはく	(種)										

	\ /	施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
備	量 岡山大学施設企画部				株式 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野	基礎科学研究所)新営等設備設計業務	岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事	1/100		
考					広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称 ピット・1階 ケーブルラック布設図	作成年月 令和元年9月	E-14	28-15

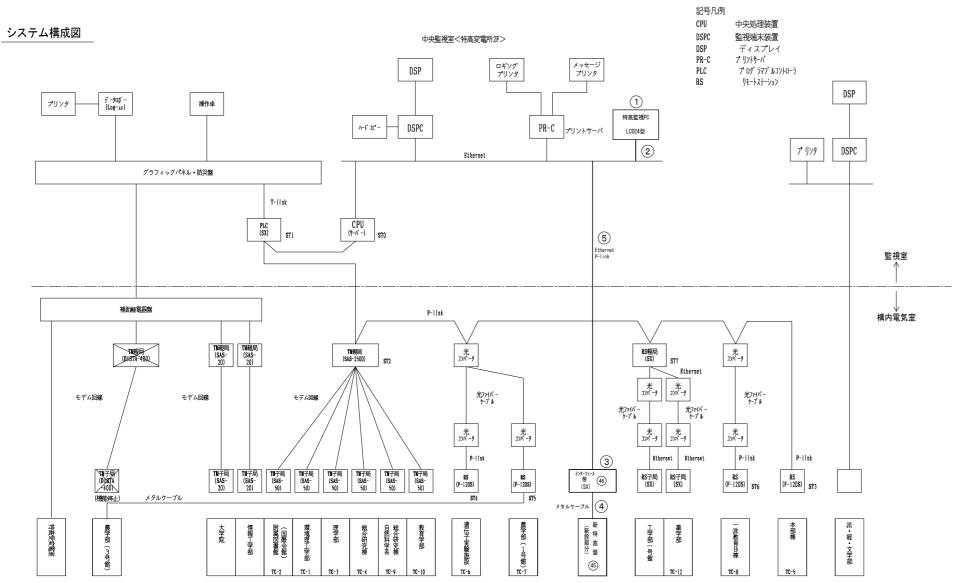
## 電力監視設備 改修概要

- 1. 特高受変電設備更新に伴い、既設電力監視システムの監視・制御項目の追加を行う。
- 2. 改修内容
- (1) 特高受変電設備更新に伴う改修
  - 1 新特高監視用PCの新設
  - ② 特高監視用PCを既設Ethernet上に接続
  - ③ インターフェース盤 46 の新設
  - (4) 特高監視操作盤(4) から、インターフェース盤(46) PLCに新特高の監視・制御を取り込み
  - (5) インターフェース盤 (4) のPLCから、中央監視装置のHUBへLANケーブルを接続(既設Ethernetへ)

#### (2)機能仕様概要

中央監視装置は以下の機能を有するものとする。

- 1. 監視機能
- 2. 制御·設定機能
- 3. 帳票機能
- 4. デマンド監視機能



## 監視点数表

電気室系統	遠方制御 DO	状態警報 監視 DI	計測入力 (アナログ) AI	計測入力 (パルス) PI	備考
特高受変電設備 (今回)	11	88	3	1	新設監視
付属図書館(国際会館)	14	45	4	10	
環境理工学部	12	36	7	3	
理学部	14	42	3	14	
総合研究棟	12	41	2	3	
自然科学系総合研究棟	6	22	5	0	
教育学部	14	45	4	8	
遺伝子実験施設	4	12	0	0	
農学部(1号館)	18	70	8	15	
工学部1号館	16	51	23	15	
薬学部	0	12	0	0	
一般教育B棟	12	50	6	11	
本部棟	10	22	3	6	
大学院	6	30	2	4	
情報工学部	7	30	3	4	
승함	203	734	113	99	

※ 特高受変電設備の信号 (DO、DI、アナログ、パルス) は、多機能Ry等からのデジタル通信入力も可とする。

## 中央監視装置 ハードウェア仕様

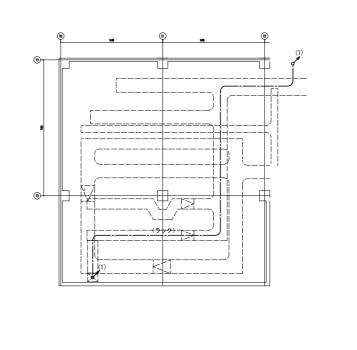
機器名称	項目	仕様	備考
中央監視装置	OS	Windows	デスク内に実装する
	主メモリ	4GB以上	ロングライフPCかつ10年保証付きとする。
	ディスク	300GB×2 RAID1	+-ボード: JISキーボード マウス:光学式マウス
	ネットワークインタフェース	10/100/1000M BASE-T×2	
	記憶装置	内臓DVDマルチドライブ	信号を追加取込み可能なものとする。
	電源	AC100V 50Hz/60Hz	
	環境条件	温度10~35℃ 湿度30~80%(結露なきこと)	
ディスプレイ	サイス・	24型ディスプレイ	デスクの机上に設置
	デジタル入力	DVI-D 24 ピンコネクタ 1 系統	
		(HDCP 対応、HDMI 信号入力可能)	
	デジタル出力	DVI-D 24 ピンコネクタ 4系統	
		(HDCP 対応、HDMI 信号入力可能)	
	電源	AC100V 50Hz/60Hz	
UPS	入力	AC100V 50Hz/60Hz	
	出力	AC100V 50Hz/60Hz	
	定格出力容量	2kVA以上	
	動作方式	常時商用給電方式	
	環境条件	温度0~40℃ 湿度30~80%(結露なきこと)	
PLC	CPU部	32t° y hRISC7° ¤ty#	
	実行制御方式	ストアードプログラムサイクリックスキャン方式	
	電源	DC24V	
	環境条件	温度0~55℃ 湿度20~95%(結露なきこと)	
	入力印加電圧	DC24V	
	出力印加電圧	DC24V	7
	7ナログ信号範囲	DCO~20mA/DC4~20mA	7

※将来、既設子局の信号を取り込み可能にすること。

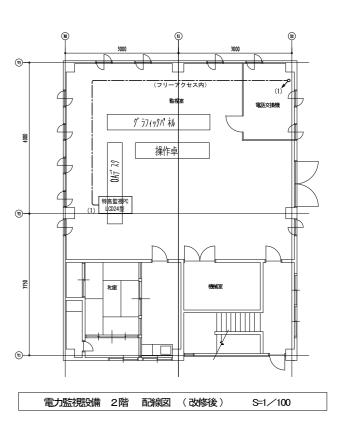
		施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
備		жилина	1	7—— H	株式 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野	基礎科学研究所)新営等設備設計業務	岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事	NOSCALE		
考	一 岡山大学施設企画部				広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称	作成年月	E-15	28-16
	90000	1 1			77.7			電力監視設備改修概要・システム構成	令和元年9月		

## 電力監視制御項目一覧表

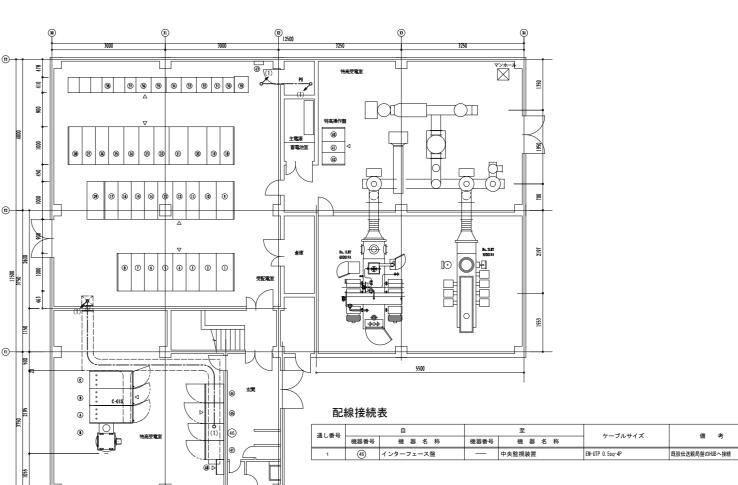
	項目名称	₹*^^* 17	生il /tn		特高監視		ı,° lı,X	生il /tn	48:41		視装置	n° # 7	帳票	備
+	特高操作 遠方一直接	43R	制御	状態	警報	7†ロケ*	/ J//	制御	状態	警報	7†ロケ*	n° lk3	敬示	
ŀ	行高採作 返力一直接 受電 VD表示	VD VD	"	0					0					
ŀ	受電 接地開閉器	89RE1		0					0					+
+	受電 断路器	89R	0	0				0	0					
H	受電 断路器二次 接地開閉器	89RE2	"	0				<u> </u>	0					
H	受電 遮断器	52R	0	0				0	0					
ŀ	受電 過電流	51R			0			<u> </u>		0				
ŀ	受電 地絡過電流	51GR			0					0				
ŀ	受電 電流	A			Ť	O×3				Ť	O×3		O×3	
t	受電 ディント・ハ・ルス	DW				-	0					0	0	
t	20 / 11 / 11	1					Ť					Ť	Ť	
ı	No.1TR一次 断路器	89P1	0	0				0	0					
ŀ	No. 1TR一次 断路器二次 接地開閉器	89EP11		0					0					
f	No.1TR一次 遮断器	52P1	0	0				0	0					
ı	No. 1TR一次 遮断器二次 接地開閉器	89EP12		0					0					
Ī	No.1TR一次 過電流	51P1			0					0				
Ī														
ı	No. 1TR 比率作動	87T1			0					0				将来
Ī	No. 1TR プッフホルツ一段	96-1T1			0					0				将来
Ī	No.1TR プッフホルツ二段	96-2T1		Ĺ	0					0				将来
	No.1TR 温度上昇	26T1		Ĺ	0		Ĺ			0				将来
	No.1TR 放圧装置	63BT1			0					0				将来
	No.1TR 油面低下	33QT1			0					0				将来
	No.1TR LTC MCCB断	MCB-LT1			0					0				将来
	No. 1TR タップ渋滞	48T1			0					0				将来
	No. 1TR 活線浄油機故障	63QT1			0					0				将来
	No. 1TR LTC圧力上昇	63BST1			0					0				将来
	No. 1TR LTC油面低下	33QST1			0					0				将来
L	No.1TR LTC上限	33HT1			0					0				将来
L	No.1TR LTC下限	33LT1			0					0				将来
L		1												
1	No. 2TR一次 断路器	89P2	0	0				0	0					
-	No. 2TR一次 断路器二次 接地開閉器	89EP21	O (手動)	0					0					
-	No. 2TR一次 遮断器	52P2	0	0				0	0					
-	No. 2TR一次 遮断器二次 接地開閉器	89EP21	〇(手動)	0	-				0					-
-	No. 2TR一次 過電流	52P2			0					0				-
-	N_ OTD Lizer tr≠1	0770			<u></u>									
-	No. 2TR 比率作動	87T2			0					0				将来
-	No. 2TR 7 * y7木ルツ一段	96-2T2			0					0	_			将来
-	No. 2TR ブッフネルツ二段	96-2T2			0					0				将来
+	No. 2TR 温度上昇	26T2 63BT2			0					0	_	_		将来
-	No. 2TR 放圧装置 No. 2TR 油面低下	33QT2			0					0				将来
+	No.2TR 出面低下 No.2TR LTC MCCB断	MCB-LT2			0	-		-		0	-		-	将来
+	No. 2TR 5ップ 渋滞	48T2			0	_				0	_	_		将来
+	No. 2TR	63QT2			0					0				将来
+	No. 2TR	63BST2			0					0		_		将来
+	No. 2TR LTC注力工昇 No. 2TR LTC油面低下	33QST2			0					0				将来
ŀ	No. 2TR LTC上限	33HT2			0					0				将来
+	No. 2TR LTC下限	33LT2			0					0				将来
t		50212			Ľ									19.74
	N. (TD   TO#  /hn -b-#1	10111 - 2												340.7
-	No.1TR LTC制御 自動一手動	43AM-LT1	_	0				0	0					将来
-	No.1TR LTC操作 昇圧一降圧	7T1	0	_				0	_					将来
1	No.1TR LTC操作 切替中	-		0		_			0		_	_	-	将来
+	No.1TR タップ位置	+		O×17					0×17			_		将来
+	No.1TR LTC制御 自動一手動	43AM-LT2	0	0				0	0					将来
+	No.11R LIC制御 自動一手動 No.1TR LTC操作 昇圧一降圧	7T2	0	-			-	0	-					将来
+	No.1TR LTC操作 好替中	/1/2	0	0				0	0					村木
+	No.1TR 5ップ 位置	+		0×17					0×17		<del>                                     </del>	_		将来
+	nv. I IIV 777 区目	+		U^1/					0.11			_		付米
+		+	0	0				0	0					将来
+	No. 1-No. 2TR タップずれ	33T	<u> </u>	<u> </u>	0			Ť	<u> </u>	0				将来
+	110. 2111 777 740	1001			<u> </u>					Ť				19.74
+	C-GIS ガス圧低下(一括)	+			0					0				$\vdash$
+	C-GIS CB巻上装置故障(一括)	+			0					0				$\vdash$
+	VD故障	+			0					0				_
ŀ	特高監視盤 保護継電器故障(一括)	+			0					0				
+	特高監視盤 制御電源MCCB断(一括)	+			0					0				
+	1.3 12 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	+			<u> </u>					<del>ٽ</del> ا				
+	制御用直流電源装置 故障(一括)	+								0				
ŀ		1								Ť				
+														
H														
		_	_	<del>                                     </del>	-		<del>                                     </del>	_	_			<b>—</b>	_	_



電力監視設備 ピット 配線図 (改修後) S=1/100

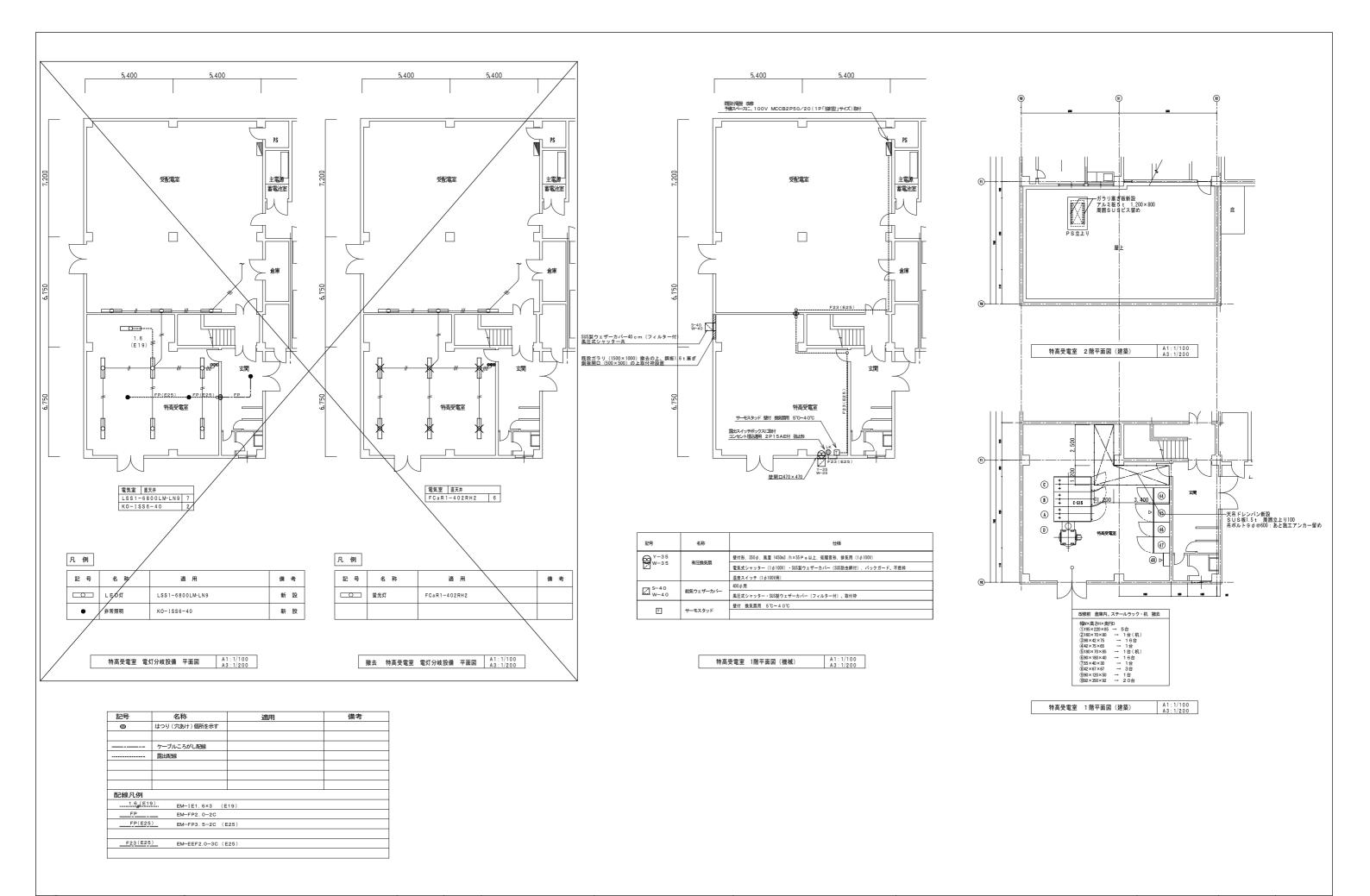


備考

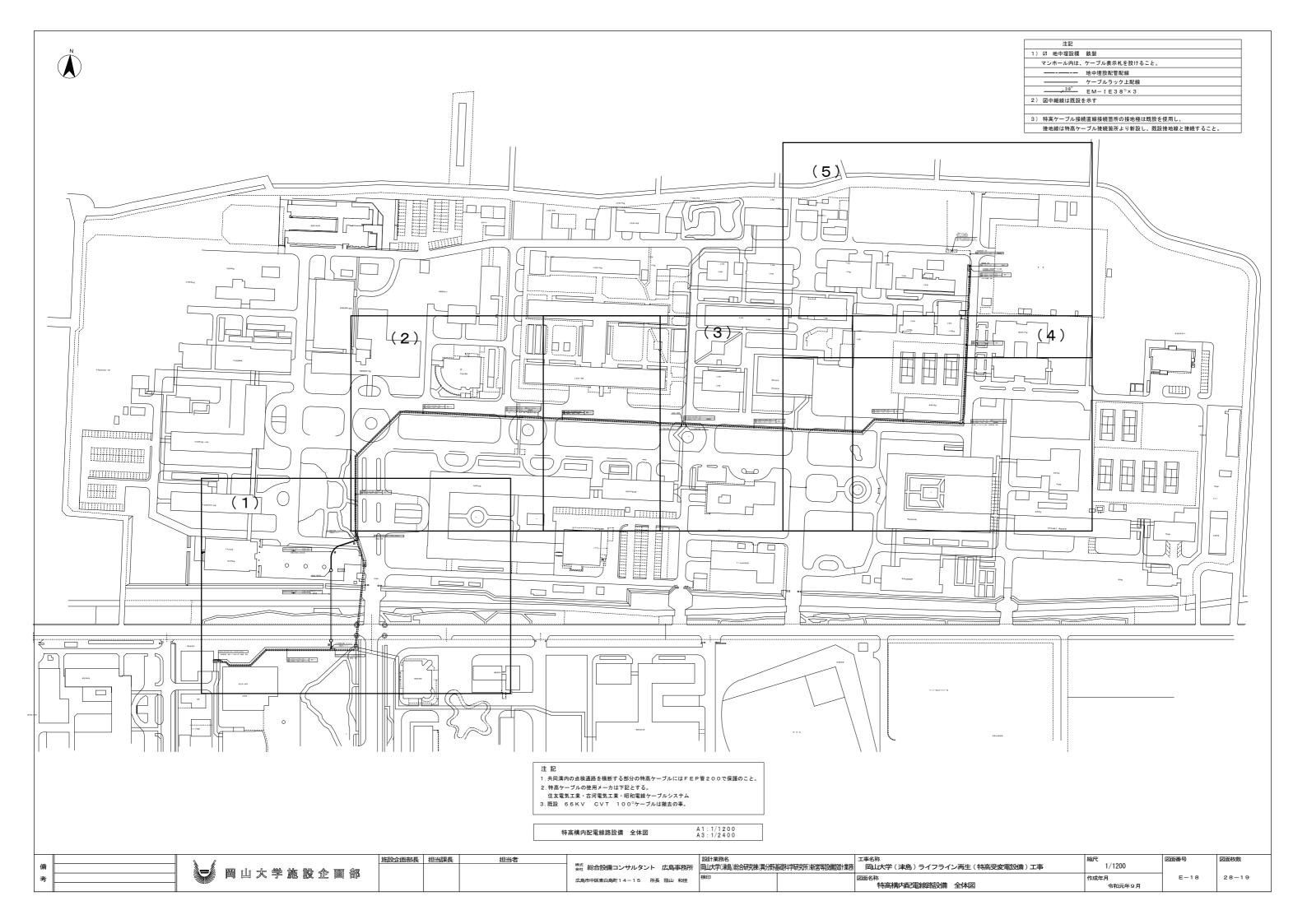


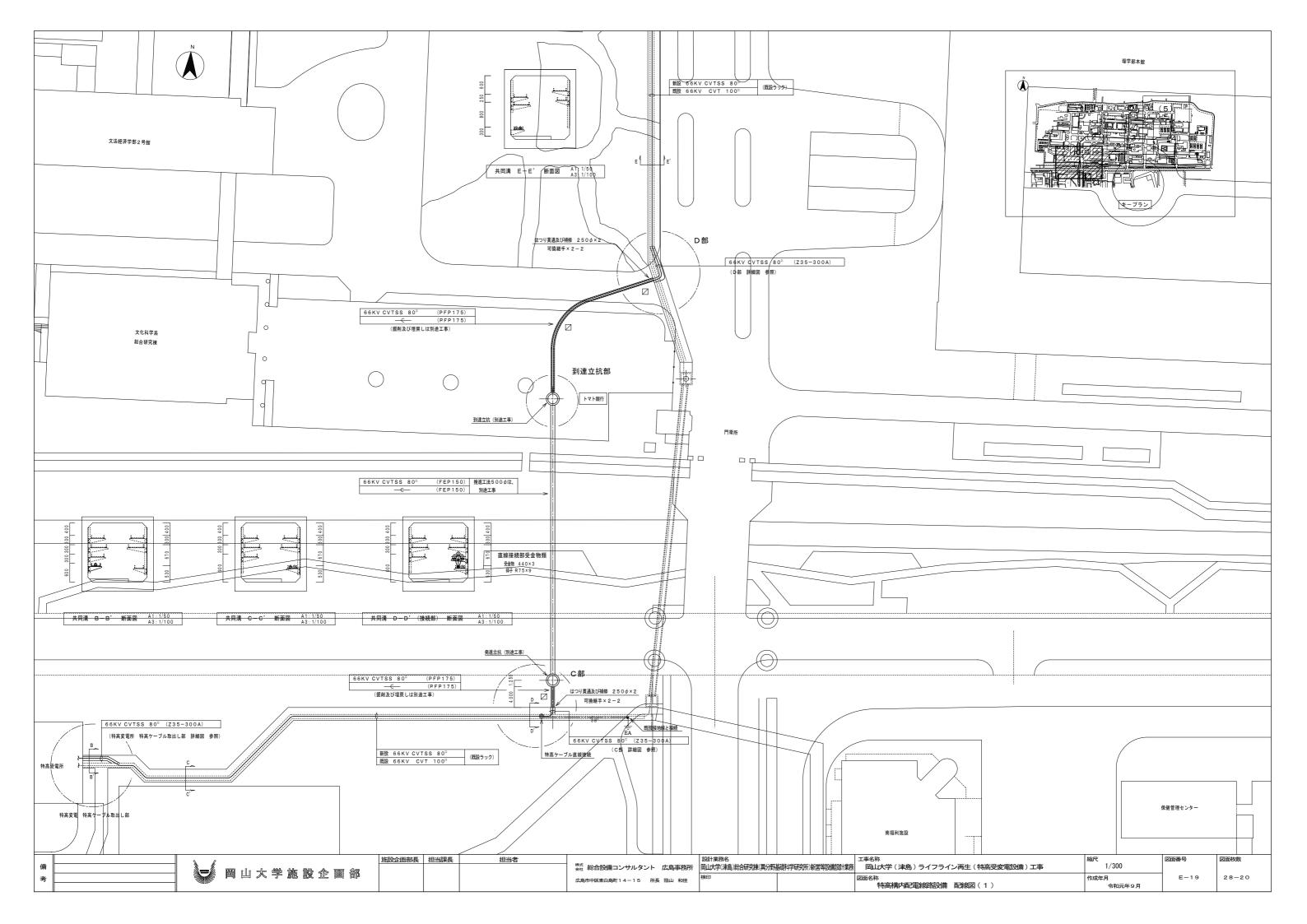
電力監視設備 1階 配線図 (改修後) S=1/100

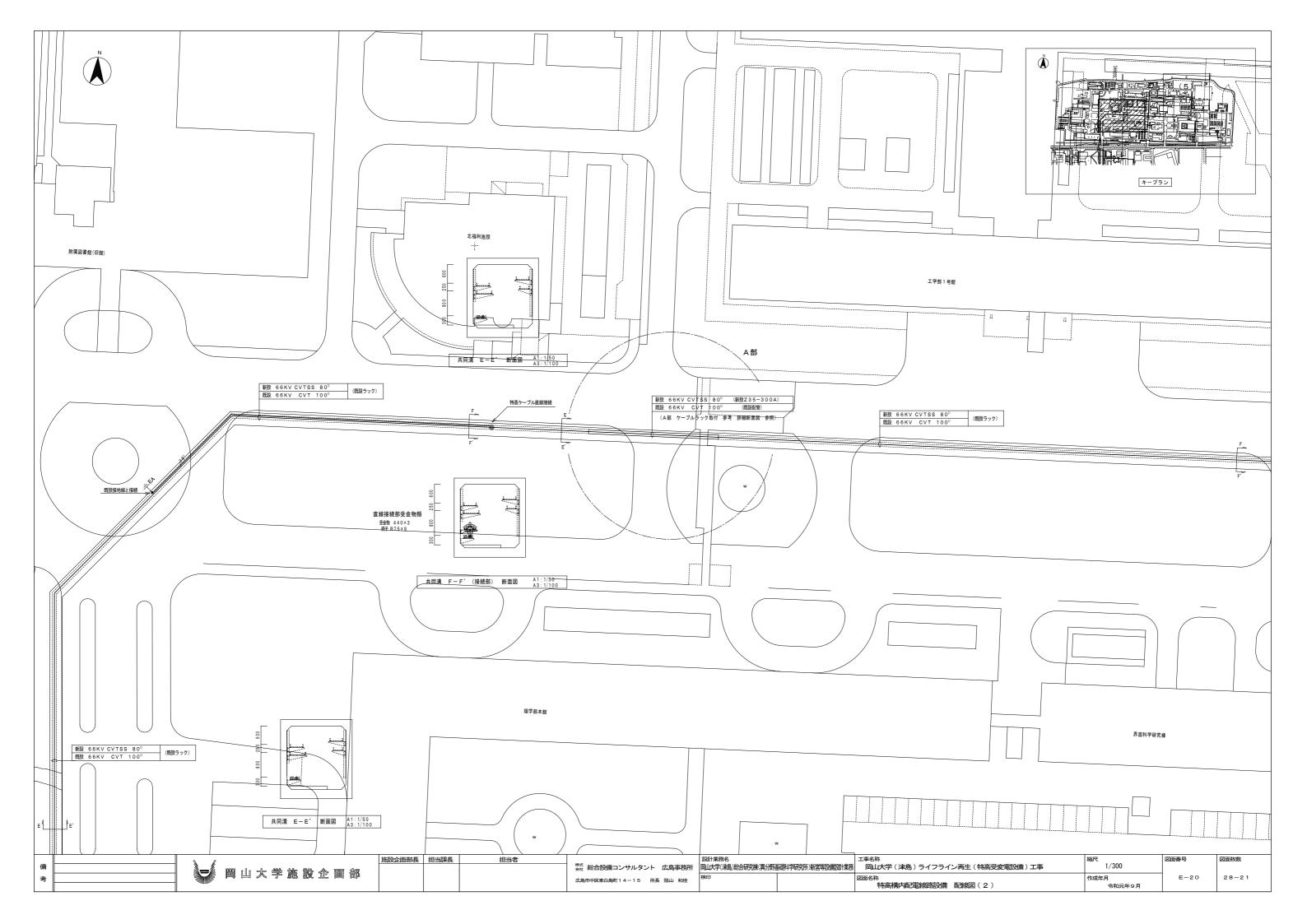
縮尺 1/100 | おは 総合設備コンサルタント 広島事務所 | 岡山大学(津島)総合研究旗(奥/野基礎/学研究所)新営等設備設計業務 | 岡山大学(津島) ライフライン再生(特高受変電設備)工事 施設企画部長 担当課長 担当者 図面枚数 一 岡山大学施設企画部 図面名称 電力監視制御項目一覧表 電力監視設備 ピット・1階・2階 配線図 (改修後) 作成年月 令和元年9月 28-17 広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳

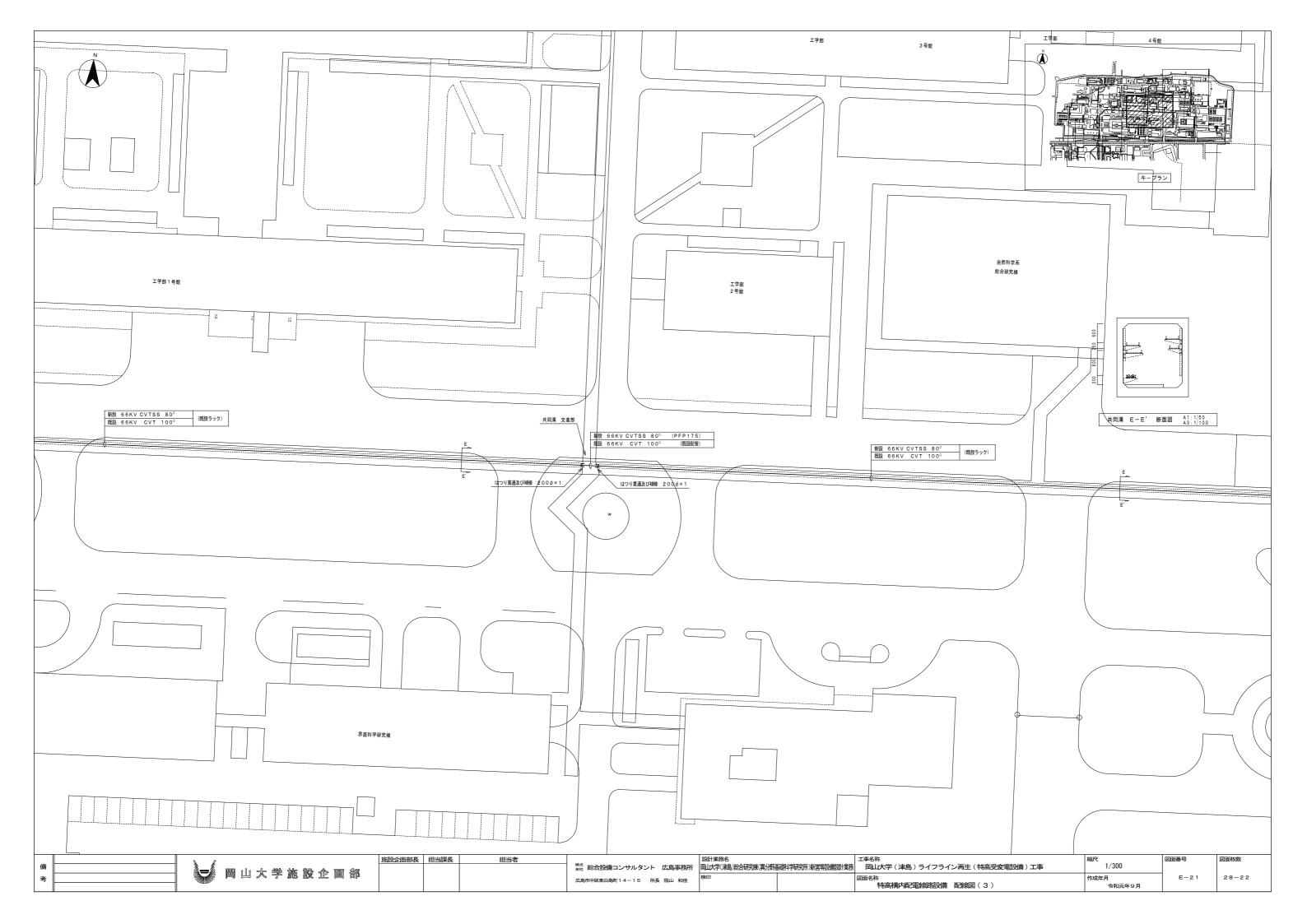


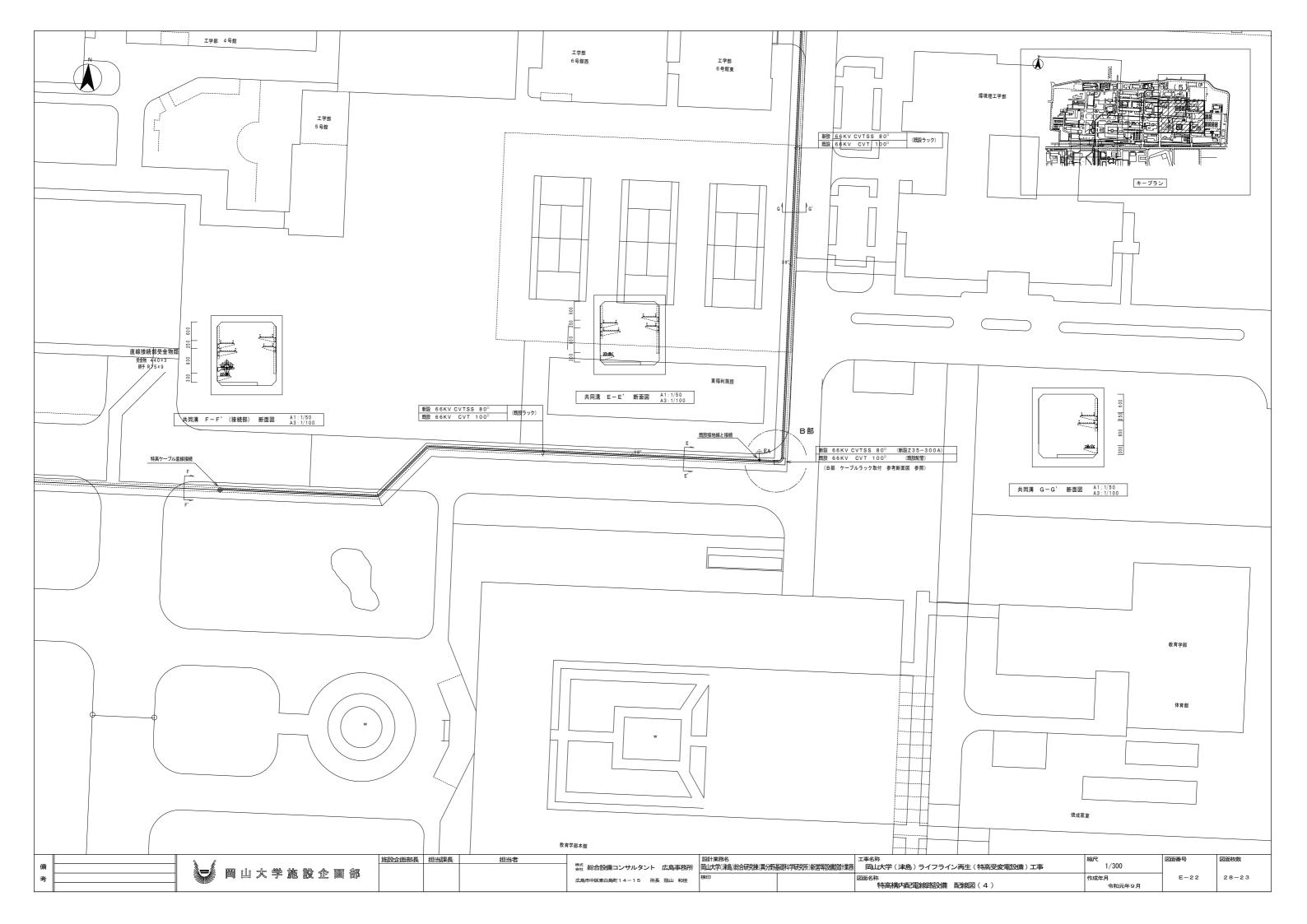
		施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
備					<sup>株式</sup> 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野基礎科学	学研究所)新営等設備設計業務	岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事	1/100		
考	三 岡山大学施設企画部				広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称	作成年月	E-17	28-18
	-40100-							特高受電室電灯分岐・機械設備建築平面図撤去平面図	令和元年9月		

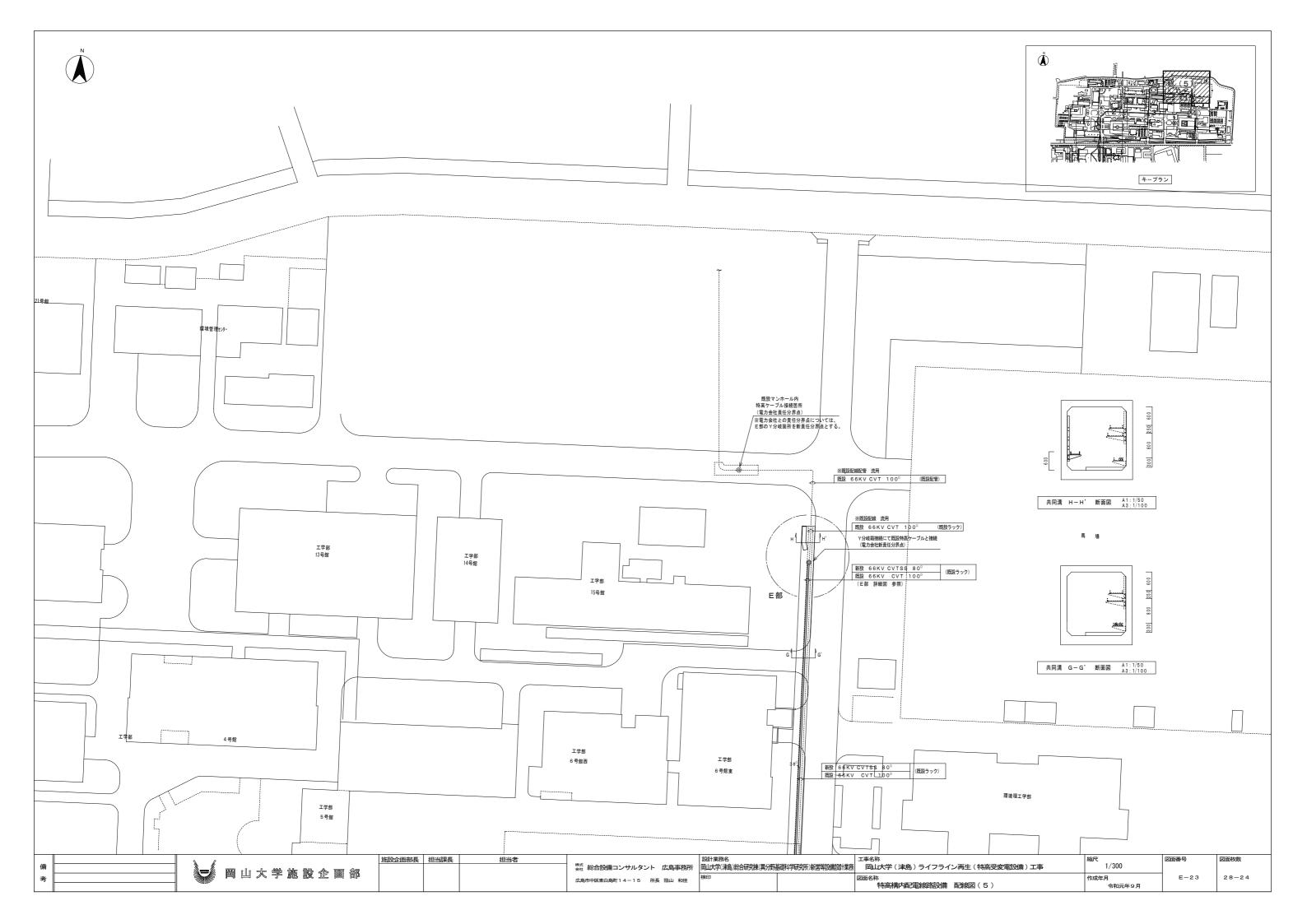


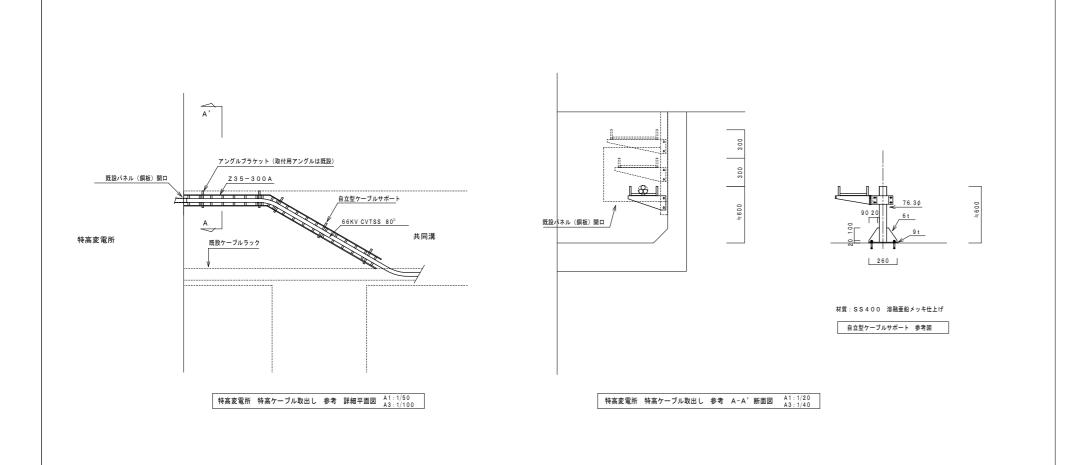


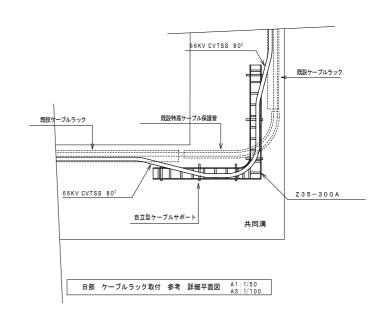






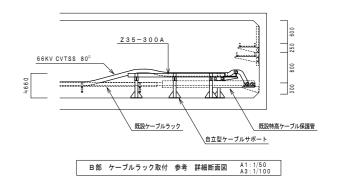




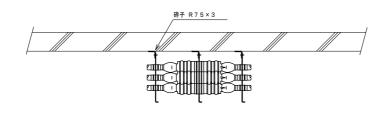




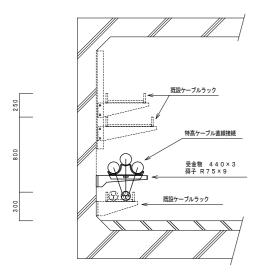
A部 ケーブルラック取付 参考詳細 断面図 A1:1/50 A3:1/100

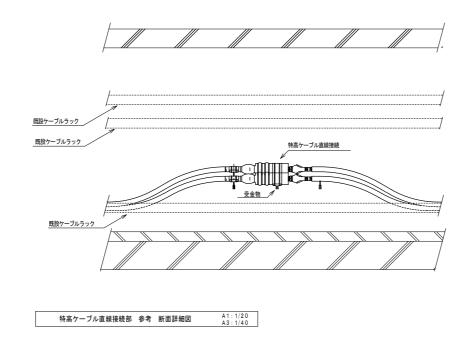


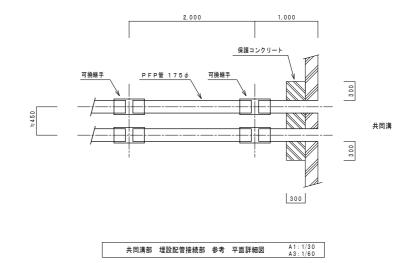
Γ		4 /	施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
	備	量 岡山大学施設企画部				株式 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野社	基礎科学研究所)新営等設備設計業務	岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事	1/20 1/50		
	考	一 岡山大学施設企画部				広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称	作成年月	E-24	28-25
		~4000							特高構内配電線路設備 詳細図(1)	令和元年9月		

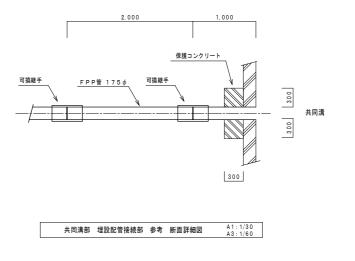


特高ケーブル直線接続部 参考 平面詳細図 A1:1/20 A3:1/40

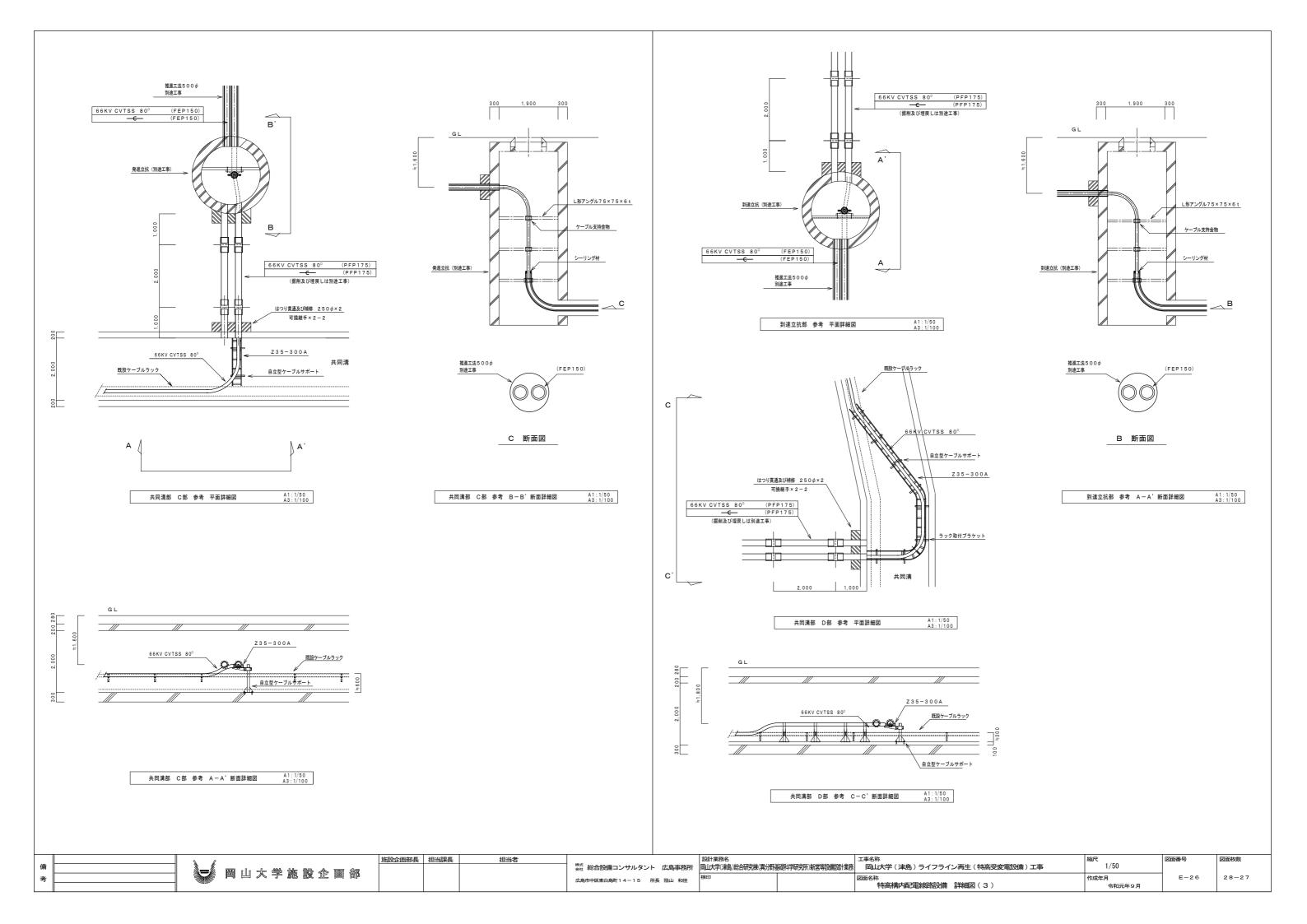


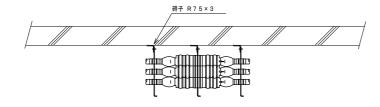




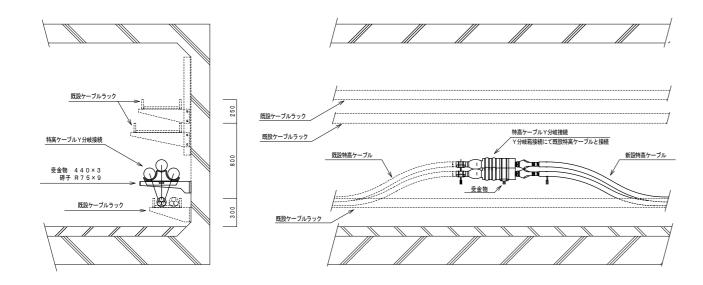


	<b>4</b>	施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
備					株式 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野	基礎/学研究所)新営等設備設計業	M 岡山大学 (津島) ライフライン再生 (特高受変電設備) 工事	1/20 1/30		
考	三 岡山大学施設企画部				広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称	作成年月	E-25	28-26
	-40100-							特高構内配電線路設備 詳細図(2)	令和元年9月		

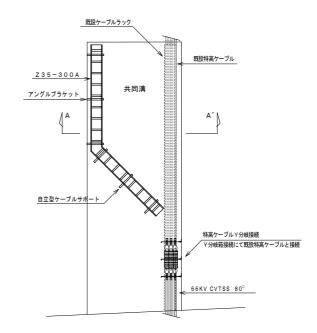




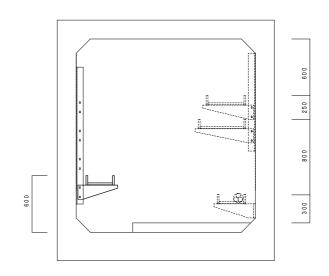
E部 責任分界点 Y分岐箱接続部 参考 平面詳細図 A1:1/20 A3:1/40



E部 責任分界点 Y分岐箱接続部 参考 断面詳細図 A1:1/20 A3:1/40



E部 ケーブルラック取付 参考 詳細平面図 A1:1/50 A3:1/100



E部 ケーブルラック取付 参考 A-A'断面図 A1:1/20 A3:1/40

			施設企画部長	担当課長	担当者		設計業務名		工事名称	縮尺	図面番号	図面枚数
債	Ħ					株式 総合設備コンサルタント 広島事務所	岡山大学(津島)総合研究棟(異分野基礎	礎科学研究所)新営等設備設計業務	岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事	1/30		
#	§	─────────────────────────────────────				広島市中区東白島町14-15 所長 陰山 和佳	検印		図面名称	作成年月	E-27	28-28
		- Adillin				7			特高構内配電線路設備 詳細図(4)	令和元年9月		

#### 工事請負契約書 (案)

工 事 名 岡山大学(津島)ライフライン再生(特高受変電設備)工事

請負代金額

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人岡山大学 と、受注者 との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって 請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 受注者は、別冊の図面及び仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。 工事は、岡山県岡山市北区津島中一丁目1番1号 岡山大学津島団地構内、岡山県岡山市北区 津島中三丁目1番1号 岡山大学津島団地構内において施工する。
- 3
- 4
- # 着工時期は、令和 元年 月 日とする。 完成期限は、令和 3年 1月29日とする。 実約保証金は、金 , 円以上を納付するものとする。ただし、有価証券等の 提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。 第第第 5 また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、 契約保証金を免除する。
- 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。 6
- 第 請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求に基づき3回以内に支 払うものとする。
- 条 請負代金については、金 , 円以内の額を前払金として前払するものとする。 この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内にするも 第 8 のとする。
- 請負代金については、金 円以内の額を中間前払金として前払するものとす る。この支払いは、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日から14日以内にす るものとする。
- 請負代金(前払金及び中間前払金を含む。)の請求書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・ 契約担当に送付するものとする。
- 完成通知書は、岡山大学施設企画部施設企画課総務・契約担当に送付するものとする。
- 別記の工事請負契約基準第36を次のとおり読み替えるものとする。
  - 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(こ の工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、 働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。 ただし、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に 係る前払金で、平成30年4月1日から令和2年3月31日までに払出しが行われるものについ ては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一 般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
- 第13条 別記の工事請負契約基準第34第8項、第40第2項、第40第3項及び第46第3項中の遅延利 息率は、「年2.7%」である。
- 第14条 解体工事等に要する費用については、別紙のとおりとする
- 第15条 この契約についての一般的約定事項は、発注者が定めた別記の工事請負契約基準によるものと
- この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協 第16条 議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は、次に記名し印を押すものとする。

Lの契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

発 注 者

岡山市北区津島中一丁目1番1号 国立大学法人岡山大学 学 長 槇 野 博 史

受 注 者

#### 競争加入者心得について

平成 1 6 年 4 月 1 日 施 設 企 画 部 長 裁 定 改正 平成 2 2 年 8 月 6 日 改正 平成 2 3 年 1 0 月 1 日 改正 平成 3 0 年 4 月 1 日 改正 平成 3 1 年 4 月 1 日

#### (趣旨)

第1 国立大学法人岡山大学(以下「法人」という。)で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、国立大学法人岡山大学会計規則(以下「規則」という。)、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程(以下「規程」という。)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令、その他の法令及び国立大学法人岡山大学工事請負等契約要項の定めによるほか、この心得の定めるところによるものとする。

#### (競争加入者の資格)

- 第2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「競争加入者」という。)は、 第2項及び第3項該当しない者であって、学長が競争に付するつど別に定める資格を有 するものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のた めに必要な同意を得ている者は、第2項中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 学長は、売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争に付するときは、特別の理由 がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得な い者を参加させることができない。
- 3 学長は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般 競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用す る者についても、また同様とする。
- 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは 数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため に連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 落札したが契約を締結しなかった者
- 五 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 六 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 七 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を,契約の履行に当たり,代理人,支配人その他の使用人として使用した者

#### (入札保証金)

第3 競争加入者は、入札公告において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

#### (入札保証金に代わる担保)

第4 第3に規定する入札保証金に代わる担保とは、落札者が契約を結ばないことによる 損害金の支払を保証する銀行等の保証であるものとする。

#### (入札保証金等の納付)

第5 競争加入者は、入札保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。 また、振り込みを行った証として、別紙第1号様式の入札保証金納入書(以下「入札保 証金納入書」という。)に振込を証明する書類を添えて、学長に提出しなければならない。

#### 第6 削除

第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定する銀行等の保証であるときは、当該保証を証する書面を別紙第1-2号様式の入札保証金に代わる保証証書・証券提出書に添付して、学長に提出しなければならない。

#### 第8 削除

- 第9 競争加入者は、第3ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由 が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を結んだことによるもの であるときには、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。
- 第10 競争加入者は、第3ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が、銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)(以下「金融機関等」という。)による契約保証の予約を受けたことによるものであるときには、当該契約保証予約証書を学長に提出しなければならない。

#### (入札保証金等の還付)

第11 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書をとりかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

#### (入札保証金の法人帰属)

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当 該 契約を結ばないときは、本学に帰属するものとする。

#### (入札)

- 第13 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を 熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等につ いて疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 第14 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額 又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示 してはならない。
- 4 第2項及び前項の入札金額には、入札保証金の金額等(銀行等の保証に係る保証金額 及び入札保証保険に係る保険金額を含む。)又は契約保証の予約に係る契約希望金額若 しくは保証金額を含むものとする。

#### (入札辞退)

- 第15 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。
- 一 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を学長に直接持参又は郵送(入 札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。なお、電 子入札システムにより入札を辞退しようとする者は、入札辞退届を入力画面上におい て作成のうえ、提出することができる。
- 二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、学長に直接提出するものとする。
- 2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (代理人)

- 第16 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。
- 第17 競争加入者は、第2第2項及び第3項の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第2項中、特別の理由がある場合に該当する。

#### (入札場の自由入退場の禁止)

- 第18 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び第32の立会い職員以外の者は入場することができない。
- 第19 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場する ことができない。
- 第20 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員 に一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(一般競争入札の場合に限るものとし、写

- 真機, 複写機等を使用した機械的な方法によるほぼ原寸大の鮮明な複写物によることができる。) 及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- 第21 競争加入者又はその代理人は、学長が特にやむを得ない事情があると認めた場合 のほか、入札場を退場することができない。
- 第22 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるもの とする。
- 第23 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、 入札場から退去させるものとする。

#### (入札書の提出)

- 第24 競争加入者は、別紙第3号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ 密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及 び工事名称を表記し、入札公告に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなけれ ばならない。なお、電子入札システムにより入札しようとする競争加入者は、入札書を 入力画面上において作成し、入札公告に示した日時までに電子入札システムにより提出 するものとする。
- 2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しく は不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合に は、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものと する。
- 第25 入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重 封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、 学長あての親展で提出しなければならない。
- 第26 前項の入札書は、入札公告に示した目時までに到達しないものは無効とする。
- 第27 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。
- 2 代理人が電子入札システムにより入札する場合は、代理人による電子署名がされ、有 効な証明書を付さなければならない。

#### (入札書の記載事項の訂正)

第28 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部 分について押印しておかなければならない。

#### (入札書の引換え等の禁止)

第29 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

#### (競争入札の取りやめ等)

第30 学長は、競争加入者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正 に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は 当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

#### (無効の入札)

- 第31 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。
- 一般競争の場合において、入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない 者の提出した入札書
- 二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- 三 請負に付される工事の表示、入札金額の記載又は記録のない入札書
- 四 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)の記載及び押印のない又は判然としない入札書(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書)
- 五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書(記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理人委任状その他で確認されたものを除く。)(電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者の提出した入札書)
- 六 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書
- 七 入札金額の記載又は記録が不明確な入札書
- 八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- 九 所定の入札保証金,入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者の提出した入 札書
- 十 入札公告,公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到達しな かった入札書
- 十一 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる 者の提出した入札書
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札書

#### (開札)

第32 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

#### (落札者の決定)

第33 有効な入札書を提出した者であって,予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし,総合評価落札方式の場合については、この限りではない。

- 第34 予定価格が2,000万円以上のものについては、契約の相手方となるべき者の 申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない おそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをし た他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。 この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ る申込みをした者は、学長の行う調査に協力しなければならない。
- 第35 予定価格が2,000万円以上のものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。
- 第36 第34及び第35の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入 料結果を通知する。

#### (再度入札)

第37 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格 の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。ただし、郵送による入札を行った 者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、学長が指定す る日時において再度の入札を行う。

(同価格・同評価値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第38 落札となるべき同価格の入札をした者(総合評価落札方式の場合は、評価値が最も高い者)が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

#### (契約書の作成)

- 第39 契約書を作成する場合においては、落札者は、学長から交付された契約書案に記 名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるとき は、学長が合理的と認める期間)に契約書の取りかわしを行うものとする。
- 第40 落札者が第39に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り 消すものとする。

#### (契約保証金)

第41 契約の相手方は、入札公告において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上(政府調達協定対象工事又は「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」(平成21年3月31日付け大臣官房文教施設企画部長通知)に基づく特別重点調査を受けた契約の相手方は、100分の30以上)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、

この限りではない。

#### (契約保証金等の納付)

- 第42 契約の相手方は、契約保証金を本学が指定する金融機関に振り込まなければならない。また、振り込みを行った証として、別紙第4号様式の契約保証金納入書(以下「契約保証金納入書」という。)に振込を証明する書類を添えて、納付しなければならない。
- 第43 第41条に規定する契約保証金に代わる担保とは、債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証であるものとする。

#### 第44 削除

- 第45 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が金融機関等の保証であるときは、当該保証を証する書面を別紙第4-2号様式の契約保証金に代わる保証証書・証券提出書(以下「契約保証金に代わる保証証書・証券提出書」という。)に添付して、学長に提出しなければならない。
- 第46 契約の相手方は、契約保証金として提供する担保が第45に規定するもの以外の ものであるときは、当該担保を契約保証金に代わる保証証書・証券提出書に 添付して、 学長に提出しなければならない。
- 第47 契約の相手方は、第41ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該契約に係る保険証券を学長に提出しなければならない。
- 第48 契約の相手方は、第41ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証証券による保証を付することによるものであるときは、当該保証を証する証券を学長に提出しなければならない。

#### 第49 削除

#### (契約保証金の法人帰属)

第50 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、本学に帰属するものとする。

#### (契約保証金の環付)

第51 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契 約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

#### (異議の申立)

第52 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、現場説明書等についての不 知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 別紙第2号様式

入札辞退届

(請負に付される工事名)

このたび、都合により入札を辞退いたします。

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

(住 所) (氏名,押印) 入 札 書

[請負に付される工事名]

入札金額 金 円也

工事請負契約基準を熟知し,図面及び仕様書に従って上記の工事を実施するものとして, 入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

平成 年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争加入者

(住所) (氏名,押印)

#### 備考

- (1) 競争加入者が法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その 名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏 名を記載し、かつ、押印すること。

別紙様式第1号

## 入札保証金納入書

納入額金 円也

競争入札事項

上記の競争入札の入札保証金として、上記金額を納入します。

この入札保証金は、入札の結果、落札した場合において、公告に示された手続をしな かったときは、貴学に帰属することを了承します。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

競争参加者 (住所)

(会社名)

(代表者名) 印 別紙様式第1-2号

別 □ 金融機関保証書

種

## 入札保証金に代わる保証証書・証券提出書

	保証事業会社保証証書
	入札保証保険証券
記 号 番 号	
保証金額 金	円也
競争入札事項	
上記の競争入札の入札	保証金に代わる保証として、上記証書・証券を提出します
年 月 日	
国立大学法人岡山大学長	. 殿
	競争参加者 (住所)
	(会社名)

(代表者名)

印

別紙様式第4号

契約事項

## 契約保証金納入書

納 入 額 金 円也

上記契約の契約保証金として、上記金額を納入します。

この契約保証金は、上記契約上の義務を履行しないときは、貴学に帰属することを了承します。

年 月 日

国立大学法人岡山大学長 殿

落 札 者 (住所)

(会社名)

(代表者名) 印

上記の契約保証金は、適正額であることを証明します。

年 月 日

契約事務職員

国立大学法人岡山大学

(職 名) (氏 名) 印

## 別紙様式第4-2号

## 契約保証金に代わる保証証書・証券提出書

種	別		金融機関保証書
			保証事業会社保証証書
			公共工事履行保証証券
			履行保証保険証券
記 号 番	号		
保 証 金	額	金	円也
契 約 事	項		
上記契約	的の契約保	記金	に代わる保証として、上記証書・証券を提出します。
年	三月	В	
·	,,		
国立大学法	- 1 122111-1	- 冯 目	댔
国立人子位	3八叫山入	、子汉	: 殷
			the last (A)==>
			落札者(住所)
			(会社名)
			(代表者名) 印

別記第1号

#### 工事請負契約基準

この基準は、工事に関する請負契約の一般的約定事項を定めるものである。

(総則)

- 第1 発注者及び受注者は、契約書及びこの契約基準に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(契約書及びこの契約基準並びに設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設,施工方法その他工事目的物を完成させるために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、契約書及びこの契約基準並びに設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める請求,通知,報告,申出,承諾及び解除は,書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書及び契約基準に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 契約書及びこの契約基準並びに設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所において行うものとする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事費内訳明細書及び工程表)

- 第3 受注者は、この契約締結後15日以内に設計図書に基づいて、工事費内訳明細書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が、受注者に当該内訳書及び工程表の提出を必要としない旨の通知をした場合は、この限りでない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (契約の保証)
- 第4 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなけれ ばならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその

保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納入
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行,発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」 という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定にかかわらず、発注者が特に必要があると認めるときは、この 契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による 保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 4 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、第1項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、第3項の場合においては、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 受注者が、第1項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証 金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号若しくは第5号又は第3項に 掲げる保証を付したときは、契約保証金の納入を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第5 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させては ならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工事製品を含む。以下同じ。)のうち第13第 2項の規定による検査に合格したもの及び第37第3項の規定による部分払のための確認 を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはなら ない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を 発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 (下請負人の通知)
- 第7 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

- 第7の2 受注者は次に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。
- 一 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該 各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。
- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合。

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出

- をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合。

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
- ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号 に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号 イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間 内に確認書類を提出しなかったとき

受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の1 0分の1に相当する額

二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において,同号イに定める特別の事情があると認められず,かつ,受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき

当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号 イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間 内に確認書類を提出しなかったとき

受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の1 0分の1に相当する額

二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において,同号イに定める特別の事情があると認められず,かつ,受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき

当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額((はお)と述り出する。

(特許権等の使用)

第8 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督聯昌)

- 第9 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。 監督職員を変更したときも同様とする。
- 2 監督職員は、この契約基準に定めるもの及びこの契約基準に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示, 承諾又は協 議

- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した 詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理,立会い,工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書及びこの契約基準に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければからない。
- 5 契約書及びこの契約基準に定める請求,通知,報告,申出,承諾及び解除については, 設計図書に定めるものを除き,監督職員を経由して行うものとする。この場合においては, 監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、契約書及びこの契約基準に定める監督職員の権限 は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第10 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 一 現場代理人
- 二 専任の主任技術者 (建設業法 (昭和24年法律第100号) 第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。) 又は専任の監理技術者 (建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)
- 三 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12第1項の請求の受理、第12第3項の決定及び通知、第12第4項の請求、第12第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限 の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人 について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず 自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人,主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は,これを兼ねることができる。 (履行報告)
- 第11 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に、報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第12 発注者は、現場代理人がその職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、 その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。 (工事材料の品質及び検査等)
- 第13 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質 が明示されていない場合にあっては、中等の品質又は均衡を得た品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む、以下第13において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内 に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料 については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。 (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)
- 第14 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本 検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当 該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において 見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工を するときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、 監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければなら ない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項,第3項及び前項の場合において,見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録 の整備に直接要する費用は,受注者の負担とする。 (支給材料及び貸与品)
- 第15 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建 設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名,数量,品質,規格又は性能,引渡場所及 び引渡時期は,設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなけれ

ばからかい。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、 発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項 の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたと きは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不 用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその 返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保)

- 第16 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない
- 3 工事の完成,設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において,当該 工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料,建設機械器具,仮設物その他の物件(下 請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第16において同じ。)があるとき は,受注者は,当該物件を撤去するとともに,当該工事用地等を修復し,取り片付けて, 発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ とができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ ばならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限,方法等については,発注者が受注者の 意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務, 破壊検査等)

- 第17 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその 改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適 合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者 は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害 を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第13第2項又は第14第1項から第3項までの規定に違反した

場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査すること ができる。

- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。 (条件変更等)
- 第18 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したと きは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 設計図書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状,地質,湧水等の状態,施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が 生じたこと
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いた応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する 必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その 結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得な い理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することがで きる
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う
- 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う
- 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注

者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

- 第21 受注者は、天候の不良、第2の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者 の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、 その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、 工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由に よる場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第22 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を 受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、契約書及びこの契約基準の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は,前2項の場合において,必要があると認められるときは請負代金額を変更し, 又受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (工期の変更方法)
- 第23 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、第22の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第24 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 契約書及びこの契約基準の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を 受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して 定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第25 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,0000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数

等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に 協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、第25の規定により請負代金額の変更を行った後再度行う ことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の 第25に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生 じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、 請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者 又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して 定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者 が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がその費用を負担する。 (一般的損害)
- 第27 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事 の施工に関して生じた損害(第28第1項若しくは第2項又は第29第1項に規定する損 害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第47第1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに 帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第47第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第28において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地 盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管 理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、 発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。 (不可抗力による損害)
- 第29 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該

基準を超えるものに限る。)であって、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下第29において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を 発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、 当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械 器具であって第13第2項、第14第1項若しくは第2項又は第37第3項の規定による 検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る 額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」と いう。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
- 一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

- 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
- 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)
- 第30 発注者は、第8、第15、第17から第22まで、第25から第27まで、第29 又は第33の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計 図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注 者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、 発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31 受注者は、工事が完成したときは、その旨を完成通知書により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破棄して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金 の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、 当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第32 受注者は、第31第2項の検査に合格したときは、工事請負代金請求書により請負 代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から60日内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第31第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33 発注者は、第31第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物 の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払)
- 第34 岡山大学建設工事等に係る前払金等支払要項により、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を工事請負代金前払金請求書により発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に 関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を 発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求する ことができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又 は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合におい て、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、 当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10分の4 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6) から

受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第37又は第38の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(以下「遅延利息率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。(保証契約の変更)
- 第35 受注者は、第34第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の 支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に 寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わり その旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。 (部分払)
- 第37 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第13第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分 又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に 請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会 いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認 の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると 認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査す ることができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。 この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わ なければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、 発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日 以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第1項の請負代金相当額× (9/10-前払金額/請負代金額)

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。 (部分引渡し)
- 第38 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「完成通知書」とあるのは「指定部分完成通知書」と、第31第5項及び第32中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32第1項の規定により請求することができる部分引渡 しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応す る請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定に より準用される第32第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合に は、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額× (1-前払金額/ 請負代金額)

(瑕疵担保)

- 第39 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31第4項又は第5項(第38においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から、木造の建物等の建設工事の場合には1年以内に、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等の場合には2年以内に行わなければならない。ただし、受注者の故意若しくは重大な過失により瑕疵が生じた場合又は木造若しくはコンクリート造等の建物の建設工事(新築工事に限る。)で設計図書に定める建物の構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分に瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)がある場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第40 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合に

おいては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32第2項(第38において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第40の2 受注者(共同企業体にあっては、その構成員)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額(この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事 業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委 員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用す る場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、 当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定に より取り消された場合を含む。)。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件にいて、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条 の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に 係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができなし、
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合 において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。 (契約保証金)
- 第41 受注者は、契約保証金を納入した契約において、請負代金額の増額の変更をした場合は、増加後における総請負代金額に対する所要の契約保証金額と既納の契約保証金額との差額に相当するものを追加契約保証金として、発注者の指示に従い、直ちに納入しなければならない。

- 2 受注者が契約事項を履行しなかった場合において、契約保証金を納入しているときは、当該契約保証金は、発注者に帰属するものとする。
  - (公共工事履行保証証券による保証の請求)
- 第42 第4第1項及び第3項の規定による保証が付された場合において、受注者が第43 第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に 基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう、請求すること ができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
- 一 請負代金債権(前払金又は部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として,受注者に 既に支払われたものを除く。)
- 二 工事完成債務
- 三 瑕疵担保債務(受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。)
- 四 解除権
- 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務 (第28の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消滅する。(発注者の解除権)
- 第43 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内 に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。
- 三 第10第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達 することができないと認められるとき。
- 五 第45第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を,受注者が法人である場合にはその役員 又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下こ の号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この 号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が,暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し,又は便宜を供与するなど直接 的あるいは積極的に暴力団の維持,運営に協力し,若しくは関与していると認められると き。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

とき。

- へ 下請契約又は資材,原材料の購入契約その他の契約に当たり,その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第43の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10 の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 第43の規定により、この契約が解除された場合
- 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者 の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は,前項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 受注者について更正手続開始の決定があった場合において,会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において,民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第43第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く)において、第4の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。
- 第44 発注者は、工事が完成するまでの間は、第43の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

- 第45 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 第19の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5 (工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第46 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43又は第43の

- 2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ遅延利息率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第44又は第45の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来 形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により減失若しくは 毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代 品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により減失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下第46において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって 当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合に おいては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出るこ とができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなけれ ばならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限,方法等については,この契約の解除が第43又は第43の2第2項の規定によるときは発注者が定め,第44又は第45の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし,第4項後段,第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限,方法等については,発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。(火災保険等)
- 第47 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下第47において同じ。) 等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずる ものを含む。以下第47において同じ。)に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。 (賠償金等の徴収)
- 第48 受注者がこの契約に基づく賠償金,損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に 支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日か ら請負代金額支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の 支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。 (あっせん又は調停)
- 第49 契約書及びこの契約基準において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者(監理技術者)又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12第3項の規定により受注者が決定を行った後者しくは第12第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに第12第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。(仲裁)

第50 発注者及び受注者は、その一方又は双方が第49の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、第49の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。 (補則)

第51 この契約基準に定めのない事項は、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (建設リサイクル法)の概要

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)は、平成12年5月31日に公布され、その後総則、基本方針等、解体工事業に係る部分について段階的に施行されましたが、本法律の最も重要な部分である建設工事にあたっての分別解体等・再資源化等の義務付け等に係る規定が平成14年5月30日より施行されたことにより完全施行となった。

## I. 分別解体等及び再資源化の義務付け

建設工事の現場における特定建設資材廃棄物を基準に従って分別 (=分別解体等) しつつ工事を施工、分別した特定建設資材廃棄物の再資源化等

1. 建設工事の規模に関する基準 (法第9条, 政令第2条)

工事の種類	規模の基準
建築物に係る解体	80㎡以上
建築物に係る新築・増築	500㎡以上
建築物に係る新築, 増築, 解体以外(修繕, 模様替)	1億円 以上
その他の工作物に係る解体・新築	500万円 以上

<sup>(</sup>注) 基準面積は床面積の合計、金額については請負代金相当額。

## 2. 分別解体等の施工方法(法第9条第2項, 省令第2条第1項)

- ① 対象建設工事に係る建築物等に関する事前調査の実施 建築物等、周辺、作業場所、搬出経路、残存物品、付着物等
- ② ①の調査に基づく分別解体等の計画の作成
- ③ ②の計画に従い,工事着手前における作業場所の確保等の事前措置の実施 作業場所・搬出経路の確保、残存物品の搬出、付着物の除去等
- ④ ②の計画に従い、工事の施工

## 3. 分別解体等の手順(法第9条第2項, 省令第2条第3, 4項)

- ①建築物
  - ア 建築設備、内装材等の取り外し
  - イ 屋根ふき材の取り外し
  - ウ 外装材及び構造耐力上必要な部分(基礎及び基礎ぐい以外を除く)の取り壊し
  - エ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し
- ②工作物 (建築物以外のもの)
  - ア さく、照明設備・標識等の附属物の取り外し
  - イ 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
  - ウ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

## 4. 分別解体等の方法 (法第9条第2項, 省令第2条5, 6項)

- ①手作業又は手作業及び機械による作業
- ②建築設備、内装材、屋根ふき材等の取り外しの場合は、原則、手作業による。

- 5. 特定建設資材廃棄物(法第2条第5. 6項. 政令第1条)
  - ① コンクリート塊
  - ② アスファルト・コンクリート塊
  - ③ 廃木材

## Ⅱ. これら義務付けを確保するための措置

- (1) 発注者・受注者間の契約手続きに関する規定を定め、都道府県知事に対する工事の事前届出、発注者から受注者への適正なコストの支払い等を確保
- (2) 解体工事業者の登録制度の創設により、不良・不適格業者の解体工事への参入を抑止 し、解体工事の適正な施行を確保(平成13年5月30日施行済み)

## Ⅲ. 法・施行令(抄)

## 〇分別解体等実施義務

(法第9条)特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が第三項又は第四項の建設工事の規模に関する基準以上のもの(以下「対象建設工事」という。)の受注者又はこれを請負契約によらないで自ら施工する者は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない。

(法第2条3項)この法律において「分別解体等」とは、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める行為をいう。

- 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の全部又は一部を解体する建設工事(以下「解体工事」という。)建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材 廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為
- 二 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事(以下「新築工事等」という。) 当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事 を施工する行為

## ○建設工事の規模に関する基準

(政令第2条)法第9条第3項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 建築物に係る解体工事については、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。) の床面積の合計が 80 ㎡であるもの
- 二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築工事にあっては、 当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が 500 ㎡であるもの
- 三 建築物に係る新築工事等(法第2条第3項第2号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。)であって前号に規定する新築または増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額(法第9条第1項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。)が1億円であるもの
- 四 建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等については、その請負代金の額 が、5百万円であるもの

## 〇特定建設資材廃棄物

(法第2条5項) この法律において「特定建設資材」とは、コンクリート、木材その他の建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるものをいう。

(法第2条6項)この法律において「特定建設資材廃棄物」とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいう。

(政令第 1 条) 法第 2 条第 5 項のコンクリート,木材その他建設資材のうち政令で定めるものは、次に掲げる建設資材とする。

- 一 コンクリート
- 二 コンクリート及び鉄からなる建設資材
- 三 木材
- 四 アスファルト・コンクリート

## 〇再資源化等

(法第2条8項)この法律において建設資材廃棄物について「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。

(法第2条4項)この法律において建設資材廃棄物について「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬または処分(再生することを含む)に該当するものをいう。

- 一 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。)ができる状態にする行為
- 二 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができる もの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態 にする行為

(法第2条7項)この法律において「縮減」とは、焼却、脱水、圧縮その他の方法により建設資材廃棄物の大きさを減ずる行為をいう。

(法第16条)対象建設工事受注者は、分別解体等に伴った生じた特定建設資材廃棄物について再資源化しなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの(以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。)に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存在しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をするには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

(政令第4条) 法第16条ただし書の政令で定めるものは、木材が廃棄物になったものとする。

(省令第3条)法16条の主務省令で定めた距離に関する基準は,50キロメートルとする。

## ○対象建設工事の届出に係る事項の説明等

(法第 12 条)対象建設工事の請負契約(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとするものに対し、少なくとも第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

(法第10条)対象建設工事の発注者は又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令に定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見 込み

六 その他主務省令で定める事項

(法第11条) 国の期間又は地方公共団体は,前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは,あらかじめ,都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

## ○対象建築工事の請負契約に係る書面の記載事項

(法第13条)対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者は建設業法第19条第1項に定めるもののほか,分別解体等の方法,解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し,署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

## 説 明 書

平成 年 月 日

<u> </u>	国立大学法人岡山大学 施設企画部長 殿
	氏名(法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)         _(郵便番号 – ) 電話番号 – –         住所
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により,対象建設 事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。
	記
1.	工事の名称
2.	工事の場所
3.	説 明 内 容
4.	添付資料 ①別表(別表1から3のうち該当するものに必要事項を記載したもの) □別表1(建築物に係る解体工事) □別表2(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)) □別表3(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)) ②工程の概要を示す資料(できるだけ)図面,表等を利用する。)

□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

	建築物	 勿の構造	□木造	プリガキ   「一鉄骨鉄筋コンクリート造			
	, .		■ 鉄骨	造 コンクリートブロック造	_	その他 ( )	
建築物の状況 建築物に関 する調査の 結果 周辺状況			築年数その他			)	
			周辺に	ある施設 □住宅 □商業施設 □病院 □その他(	_	· 学校 )	
			敷地境界との最短距離 約m ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~			)	
				<b>と</b> 建築物に関する調査の結果	事着手前に実施する措置の内容		
		作業場所	作業場で				
建垒	築物に関	搬出経路	障害物	nh - 1= - W			
	る調査の			路の幅貝 約m ■有 □無			
	果及び工	<b>联右脚</b> 日	その他	(			
	音手前に 拖する措	残存物品	<b>□</b> 有 (	)			
	の内容		旦無				
		特定建設資材への付着物	□有 (	)			
			□無	,			
		その他					
		工程		作業内容		分別解体等の方法	
工程ご	①建築設備・内装材等			建築設備・内装材等の取り外し □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )	
との作業力	②屋根ふき材			屋根ふき材の取り外し □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
内容及び	③外装材·上部構造部分			外装材・上部構造部分の取り場 □有 □無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
解体方	<ul><li>④基礎・</li></ul>	基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 ■無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用		
法	⑤その他 (	)		その他の取り壊し □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用	
	工事	4の工程の順序		<ul><li>■上の工程における①→②→③→④の順序</li><li>■その他( )</li><li>その他の場合の理由( )</li></ul>			
■内装材に木材が含まれる場合				①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し □可 □不可 不可の場合の理由 ( )			
建築物に用いられた建設資材の量の見込み				トリの場合の理由(トン		)	
廃特定建設資材廃棄物の種類ごと				種類 量の見え	込み	発生が見込まれる部分(注) □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	
<ul><li>棄 の量の見込み及びその発生が見 □コンクリート塊</li><li>物 込まれる建築物の部分</li><li>トン</li></ul>				トン			
発				□アスファルト・コンクリート塊	1 .		
生見				■ 建設発生木材	トン	□5 □1 □2 □3 □4	
込						<b>5</b>	
量備	(注) ① 考	建築設備・内装材	等 ②屋	根ふき材 ③外装材・上部構造部分	4 4 2	基礎・基礎ぐい ⑤その他	
	-						
Ī							

## | 建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)| 分別解体等の計画等

使用する特定建設			ロコン	クリート 口コンク	クリート及び	鉄から成る建設資材
資材の種類			□アス	ファルト・コンクリ		材
		建築物の状況	築年数	<del></del>	棟	
	き物に関		その他		_	)
	., .	周辺状況	周辺にる	ある施設 □住宅		□学校
	結果			_	□その他(	)
				界との最短距離 糸	5m	
			その他			)
			建	築物に関する調査	の結果	工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所	作業場所	所 □十分 □不-	十分	
			その他( )			
建多	築物に関	搬出経路	障害物	□有( )	□無	
する	る調査の		前面道题	烙の幅員 約	m	
結身	具及び工		通学路	□有 □無		
事着	音手前に		その他	(	)	
実別	をする措	特定建設資材への	口有			
置	の内容	付着物(修繕・模			)	
		様替工事のみ)	□無			
		その他				
	1	10				
	<ul><li>①造成等</li></ul>	工程		造成等の工事 🗖		作業内容
工	① 垣 放 寺	È		垣风寺の工事 🔲	有 山無	
程	② 主磁 •	基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの		<b>□</b> #
生ご	② 坐 ル	<b>基礎</b> ( V		巫崼 巫崼 ( V 0 )	T.A. <b>1</b> 14	<b>□</b>
_ ح	③上部構	造部分・外装		上部構造部分·外	装の工事 🔽	有 □無
の						
作	④屋根			屋根の工事 □有	□無	
業						
内	⑤建築設	備・内装等		建築設備・内装等	の工事 🔲有	<b>二</b> 無
容				_	_	
	⑥その他	Ĺ		その他の工事 🔲	有 □無	
ماج	(	)	SWT - N I	Land Street	P - E \-	
廃		資材廃棄物の種		種類	量の見込	
棄		L込み並びに特定   される建築物の		□→\/AII I Left		込まれる部分(注)
物				□コンクリート塊		
発		は設資材廃棄物の ス建築物の報告		Toggan at action to	fr	
生	兄込まれ	る建築物の部分	r	■ アスファルト・コンクリート歩	区	
見				7.5. =0. 9% (I. 1. L.)		
込				□建設発生木材		
量	(注) ①	造成等 ②基礎	① L並#	选到人。 A 注	1	トン <b>□</b> ⑤ □⑥ ・内装等 ⑥その他
備	考	坦以守 ②左键	シエポ 侢	造部分・外装 ④屋村	艮 ⑤建築設備	Tri教等 UてV世
νm	,					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

# (A4) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等) 分別解体等の計画等

					, <u>1</u>				
		あの構造 ∐事のみ)		コンクリート造 🏻 その他 (		)			
工事の種類				築工事					
				<ul><li>□電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話</li><li>□その他( )</li></ul>					
使用する特定建設資材の種類 = (新築・維持・修繕工事のみ) = 7				ンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 スファルト・コンクリート □木材					
工化	工作物の状況 工作物に関			築年数年 その他(					
	る調査の	周辺状況		周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校					
	結果			□病院 □その他( 敷地境界との最短距離 約m その他(					
			I	<b>工作物に関する調査の結果</b>	工具	事着手前に実施する措置の内容			
 	作物に関	作業場所	作業場所	所 □十分 □不十分 ( )					
する結果		搬出経路	前面道是						
	の内容	特定建設資材への 付着物 (解体・維 持・修繕工事のみ)	<b>□</b> 有 (	)					
		その他	2						
		工程		作業内容		分別解体等の方法			
工程	①仮設			仮設工事 □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用			
ごとの	②土工			土工事 【有 【無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用			
作業内	③基礎			基礎工事 □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用			
容及び	④本体構	<b>靠</b> 造		本体構造の工事 【有 【無		<ul><li>□ 手作業</li><li>□ 手作業・機械作業の併用</li></ul>			
解体方	⑤本体付属品			本体付属品の工事 □有 □無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用			
法	⑥その他 (	1		その他の工事 □有 □無		<ul><li>■ 手作業</li><li>■ 手作業・機械作業の併用</li></ul>			
工事の工程の順序 (解体工事のみ)				<ul><li>□上の工程における⑤→④→③</li><li>□その他 (</li><li>その他の場合の理由 (</li></ul>	)の順月	字 ) )			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ)				トン		·			
廃棄	特定建設	資材廃棄物の種類 み(全工事)並で	領ごとの	種類 量の見込	込み	使用する部分又は発生が見 込まれる部分(注)			
物	建設資材	が使用される工作	乍物の部	□コンクリート塊					
発生	見見込まれる工作物の部分(新築・			アスファルト・コンクリート塊	トン	□5 □6 □1 □2 □3 □4			
				□建設発生木材	トン	□5 □6 □1 □2 □3 □4			
込量									
備	(注) ① 考	仮設 ②土工 ③	基礎 ④	本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他	<u>Į</u>				